

令和5年第4回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月14日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	9
7番 関 口 雅 敬 君	9
9番 新 井 利 朗 君	18
6番 野 口 健 二 君	21
5番 村 田 徹 也 君	22
○発言の訂正	34
1番 鈴 木 日出男 君	34
3番 野 原 隆 男 君	38
2番 板 谷 定 美 君	41
8番 大 島 瑠美子 君	44
○町長提出議案の報告及び一括上程	46
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	46
・議案第29号 長瀬町公共施設のあり方検討委員会設置条例	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第30号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	57
・議案第31号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	59
・議案第32号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算(第2号)	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第33号 長瀬町農業委員会の委員に占める認定農業者等の割合が過半数 を占めることを要しない例外規定の適用について	
○議案第34号～議案第45号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第34号 長瀬町農業委員会委員の任命について	

・議案第35号	長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第36号	長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第37号	長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第38号	長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第39号	長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第40号	長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第41号	長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第42号	長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第43号	長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第44号	長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第45号	長瀬町農業委員会委員の任命について	
○議案第46号の説明、質疑、討論、採決		7 2
・議案第46号	長瀬町農業委員会委員の任命について	
○会議時間の延長		7 2
○議案第47号の説明、質疑、討論、採決		7 3
・議案第47号	長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○発言の訂正		7 4
○日程の追加		7 5
○議案第48号の説明、質疑、討論、採決		7 5
・議案第48号	令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）	
○議員派遣の件		7 7
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件		7 7
○日程の追加		7 8
○総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件		7 8
○字句の整理		7 8
○閉会について		7 9
○町長挨拶		7 9
○閉 会		7 9

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第74号

令和5年第4回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年6月9日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 令和5年6月14日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	鈴木	日出男	君	2番	板谷	定美	君
3番	野原	隆男	君	4番	岩田	務	君
5番	村田	徹也	君	6番	野口	健二	君
7番	関口	雅敬	君	8番	大島	瑠美子	君
9番	新井	利朗	君				

不応招議員（なし）

第 1 日 6 月 1 4 日 (水曜日) 本 会 議

令和5年第4回長瀬町議会定例会 第1日

令和5年6月14日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

9番 新 井 利 朗 君

6番 野 口 健 二 君

5番 村 田 徹 也 君

1番 鈴 木 日出男 君

3番 野 原 隆 男 君

2番 板 谷 定 美 君

8番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号～議案第45号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号の説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	鈴木	日出	男	君	2番	板谷	定美	君
3番	野原	隆	男	君	4番	岩田	務	君
5番	村田	徹	也	君	6番	野口	健二	君
7番	関口	雅	敬	君	8番	大島	瑠美子	君
9番	新井	利	朗	君				

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤	夕キ	江	君	副町長	飯塚	寛	君
教育長	井深	道	子	君	総務課長	福島	賢一	君
企画財政課長	若林	健太郎	君		会管 理者 課 計兼 計長	福嶋	俊晴	君
町民課長	福嶋	俊晴	君		福祉 課 介 護 長	内田	千栄子	君
健康 こども 課長	福島	陽子	君		産業 課 観 光 長	相馬	孝好	君
建設課長	若林	智	君		教育次長	中畝	康雄	君

事務局職員出席者

事務局長	玉川	真		書記	野口	晃	
------	----	---	--	----	----	---	--

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（岩田 務君） 皆さん、おはようございます。

本日は何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。
ただいまの出席議員は 9 名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 4 回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（岩田 務君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（岩田 務君） 本日の会議において、地方自治法第 121 条の規定により、提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（岩田 務君） ここで諸般の報告をいたします。

まず、前回の臨時会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

5 月 15 日に、秩父市役所で第 75 回全国植樹祭秩父地域推進委員会設立総会があり、出席いたしました。

5 月 19 日に、長生館で長瀬町商工会通常総代会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

5 月 23 日に、秩父市役所で秩父地域議長会定期総会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

5 月 24 日に、養浩亭で長瀬町観光協会懇親会があり、出席いたしました。

5 月 26 日に、長瀬トリックアート有隣倶楽部で、知事のふれあい訪問があり、出席いたしました。

5 月 27 日に、中学校校庭で中学校体育祭があり、出席いたしました。

5 月 31 日に、皆野町役場で秩父町村議員クラブ役員会があり、出席いたしました。

6 月 1 日に、小鹿野町役場で秩父地域道議連・水森議連・観光議連の役員会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

6 月 2 日に、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長会臨時総会があり、出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いいたします。

新井議員。

○9 番（新井利朗君） おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会の報告をさせていただきます。

去る 5 月 22 日に、臨時会に向けた全員協議会がありました。

5月29日、臨時会があり、いろいろなことが決まりました。今回は横瀬町、長瀬町から議員選挙があったために議席の指定が新たにありました。会期は5月29日、1日として、最初の議題が副議長の選挙が行われました。これには秩父市から選出されております赤岩秀文氏が決まりました。その後、議長選挙が行われまして、私、新井利朗が秩父広域市町村圏組合議会の議長に選出されました。そのほか常任委員会の選任があり、私は厚生衛生常任委員会へ、それからもう一方、大島瑠美子議員は総務常任委員会に所属することになりました。

議案としては、6本ありました。第12号として専決処分があり、これはコロナ禍にありまして特殊勤務手当があったことですけれども、これが5月8日に変更したことから特殊勤務手当の条例廃止というふうなことであります。

それから、第13号として、令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）がありました。これにつきましては、消防費の補正予算がありました。防火装備品が年度内に納入されなかったというところから、それを繰越明許費にすることでの専決処分であります。

続いて、議案第14号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例として、急速充電器設備の改正及び指定場所における喫煙禁止の制限の改正がありました。

議案第15号として、令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）がありました。これは秩父斎場におきまして使われておりますガスメーター、耐用年数が経過したというところから、ガスメーターを交換する費用が補正で予算化されました。

あと議案第16号として、財産の取得というのがあります。これは秩父広域市町村圏組合に配備されております救助工作車、これが非常に老朽化してきたというところから新たに取得することについての同意を求められたものであります。金額とすると今度1億4,190万円の救助工作車が導入されることとなります。

続いて、議案第17号として、秩父広域市町村圏組合監査委員の選任がありました。4月末まで私が監査委員を務めさせていただいていたのが、今度替わりまして秩父市からの選出の小櫃市郎議員が議会選出の監査委員に選出されたところであります。

以上で秩父広域市町村圏組合議会からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩田 務君） 次に、皆野・長瀬下水道組合議会議員からの報告をお願いいたします。

○2番（板谷定美君） では、皆野・長瀬下水道組合議会臨時会が5月12日に招集され、野口健二議員、野原隆男議員、鈴木日出男議員と出席いたしました。

長瀬町議会議員の改選に伴い空席になっておりました議会構成、委員会構成の選任についての臨時会でございました。結果、議会構成におきましては、副議長、板谷定美、総務常任委員会委員長に野原隆男議員、委員に鈴木日出男議員、下水道常任委員会に副委員長、野口健二議員、委員に板谷定美が選任されました。

以上、皆野・長瀬下水道組合議会臨時会の報告といたします。

○議長（岩田 務君） 監査委員から前年度基金監査及び例月出納検査における令和5年2月分から令和5年4月分までの結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

本日ここに令和5年第4回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、6月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

気象庁から関東甲信地方は6月8日に梅雨入りしたとの発表があり、今年は例年より1日遅く、昨年より2日遅い梅雨入りとなりました。特にこの時期ははじめじめとした季節となりますので、ふだん以上の体調管理にご留意いただきたいと思えます。また、新型コロナウイルスの感染症法の位置づけが、2類相当から、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に引き下げられたとはいえ、ここに来て少し増加傾向にありますので、今後も基本的な感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

さて、台風2号の影響を受け、梅雨前線の活動が活発になったことから、6月2日の金曜日の夕方から、当町にも大雨・土砂災害警報が発令されました。県内では、県東部を中心に各地で浸水被害が起きました。被災者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。なお、明け方に警報は解除され、長瀬町では大きな被害はございませんでした。

8月6日の日曜日には、埼玉県知事選挙が行われます。6月12日に県選管で実施いたしました立候補者説明会には、立候補予定者7陣営が出席したとの報道発表もありました。選挙は7月20日に告示され、21日から期日前投票が始まることとなります。先日の回覧でもお知らせをいたしましたが、今回の選挙では投票立合人の募集を広く募っているところです。18歳以上であれば、学生でも応募資格がありますので、ぜひお声がけいただければと思います。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係についてご報告申し上げます。昨日、本格的な夏の行楽シーズンを迎える前に、水難事故ゼロを目指すとともに、一たび水難事故が発生した場合に備え、官民合同水難救助訓練を実施いたしました。今回の訓練は4年ぶりに人数制限を設けることなく開始し、秩父警察署、秩父消防署、ラフティング並びに舟下りの関係者の皆様にご協力をいただき、94人の方に参加をいただきました。昨晚ですか、NHKでも放映されましたので、多分皆様方も見られたのではないかなと思っておりますのでございます。

次に、産業観光課関係についてご報告申し上げます。毎年春の恒例行事となっております観光協会によるライトアップイベントが3月21日の岩田桜を皮切りに、3月24日から北桜通り、4月21日から北桜通りの桜若葉、5月20日から6月18日まで、月の石もみじ公園の青もみじのライトアップが行われております。

また、花の里づくり実行委員会やボランティアの皆様のご協力により実施しております花の里のハナビシソウ園は3月上旬に種まきを行い、5月10日に開園し、6月12日をもって閉園いたしました。今年も4,000人を超える多くの観光客の皆様にご来場をいただきました。

次に、6月1日に役場3階大会議室において、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーで元県職員の古谷益朗氏を講師にお迎えし、「知らないことが招く鳥獣被害」と題して、鳥獣被害対策講習会を行いました。

次に、教育委員会関係についてご報告申し上げます。春の叙勲で、前教育長の野口清氏が瑞宝双光章を受章されました。野口氏は昭和49年4月から公立小学校の教諭を奉職された後、平成5年4月からは校長を歴任され、長らく学校教育の振興に尽くされました。また、教育行政の面でも平成28年4月から令和4年3月まで当町の教育長としてご活躍をされ、こうした長年の教育活動のご功績が認められて、このたび栄えある受章となりました。改めて心よりお祝いを申し上げます。

次に、5月19日には長瀬第二小学校の閉校惜別行事や閉校記念誌の作成などについて協議する長瀬第二小学校閉校記念事業実行委員会が開催されました。第二小学校区の行政区長さんやPTA役員の皆さんなどにご協力いただき、各種事業を進めていただきます。

また、5月25日には長瀬町学校統合準備委員会が開催され、各部会で検討した内容の報告が行われ、承認をいただきました。

次に、5月27日には長瀬中学校の運動会が好天の下、開催されました。多くの保護者の皆さんに見守られ、しっかりと準備してきた成果を披露していただきました。生徒たちの一生懸命に取り組む競技や演技は大変すばらしく、多くの人々を感動させてくれました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案1件、条例の一部改正案2件、補正予算案1件、人事案件等15件の合わせて19議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（岩田 務君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願ひます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（岩田 務君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

3番 野原隆男君

5番 村田徹也君

以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（岩田 務君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から15日までの2日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの2日間に決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（岩田 務君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

また、質問時間は1人につき60分以内でお願いします。

それでは、最初に7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

初めに、特別職等の選任について町長に伺います。副町長や監査委員等の選任について、どのような基準で選任しているのか伺います。特に副町長経験者を監査委員に選任したり、議会議員が区長会長を歴任するなど、法的には問題ないと思われませんが、その見解について伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えをいたします。

副町長や監査委員等の選任基準でございますが、副町長、監査委員は地方自治法により職務が定められています。まず、副町長は町長を補佐し、あるいは代理する存在として位置づけられています。また、職員の監督をはじめ、行政全体を広範につかさどるとともに、私の片腕として長瀬町の目指すまちづくりに向けて施策を推進する上で大変重要な任務であると思っております。このような役割を担っていただく非常に重要な立場であることから、私としては町政運営をしていく中で、町の抱えている課題に対応できる知識、経験を持った行政の業務全般に精通された方が適任であるとの考えから人選を行っております。また、監査委員につきましては、地方自治体の財務管理、事業管理及び行政運営について優れた識見を持っていると認められる方を選任することになっておりますので、こちらにつきましても適任と思われる方を人選しております。

今回、副町長経験者を監査委員に選任したり、議会議員が区長会長を歴任していることに対する見解ということでございますが、監査委員につきましては、先ほど申し上げました選任基準を基に、その方の業務経験などから判断をし、議会の同意も得ておりますので、問題はないと認識をしております。また、議会議員が区長会長を歴任していることにつきましては、区長会長は区長会において定めた区長会役員選出方法に基づいて区長会の中で選出されております。このため、町が関与して選出されるものではござい

ませんので、ご了承ください。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ご立派な答弁ありがとうございました。こういう言葉は言うなと、ありがとうございましたは言うなということですけども、心から今ありがとうございましたが出ました。

では、再質問に入りたいと思います。私は2年前、この議会を最後に町を何とか変えたいということで飛び出しました。その間、外からこの町の中を見ていると本当に脇が甘い。そこで、今回の質問に至ったわけでございますけれども、副町長の案については、私も今答弁あったとおりで結構でしょう。県から派遣というか、来ていただいたのであれば、しっかりと今後この町のために力を出していただいて、はつらつ長瀬にふさわしいまちづくりをつくっていただきたい、そう思います。

それと、副町長経験者が監査委員になる、適任と申し上げましたけれども、町長、よく考えてください。この案件を出すときに町長に進言してくれる人、誰もいなかったのか、あるいは町長に教授する方、そういう人脈を持っていなかったのか。私は、この副町長が選任された3月議会、聞いてあきれました。そうしたら、その後、一般町民の方から文書が私のところにも届きました。ほかの方にも届いたと思うのです。人事案件を出す町長、議会でそれを認める議会、またそれを受ける本人、恥ずかしくないのか、そういう投書を私はいただきました。私もそのとおりだと。では、町長、副町長経験者が監査委員に回って、そういう為政者が監査をする、監査委員に回る、本当にいいと思っているのですか。自分がやった仕事を自分が監査するのです。これが時が離れていれば、私も認めるかもしれません。もう町長、この監査委員になった方をいじり壊さないでほしい、立派な町民なのだから。ただ、私が言うのは自分がやった仕事を監査に回る、これはおかしいのではないかとということです。

そこで、私はこの質問、本当にある町民の方から、ほかの議員と仲間が薄れていくから、なるべく仲間づくりをしていけという指導を教授いただきましたが、これはどうやっても黙ってられないということで、この発言になっています。高校生だって、町長、行政監察制度という勉強を授業でやっているのです。それを今言ったように、自分が税金を町長と一緒に使って、その監査を自分が回る、これはおかしい。これをおかしいと言わない人がいるのだったら後でも結構です、私に言ってください、指導してください。私は信じています。

それから、町長、今区長会で決めることだという話ですが、私の知り合いの区長が区長会に出ていったときに、区長会長はもう決まっていると。こんなのではおかしいではと言う、そういう区長もいます。そこで、私が対案を持っています。私が町長だったら、区長会で決めることだけれども、議員をやっているのだったら、区長会長をそれでも受けるのだったら議員の選挙、次出るなど。区長会長を一生懸命やる。町長はこれ判こを押すわけですから。区長会長は誰々、はい。町長の判こがあるのです。知らずに決まっているわけではないのだから。私案は、対案は町職員、しかも課長経験者が数名今回も区長会にいます。なぜそういう人に町長が懇願して頼まないのか。一人二役をどんどんやらせたら、おかしくなっていくのです。ですから、その証拠に町職員、現職の職員が区長にもなってしまう。もうこれは、私はあきれます。その職員が地域から推薦を受けてどうしても断れないという話を聞けば、私が町長だったら、その地域に行ってほかの人に頼んであげます。こんな現職の職員をやっている最中に区長なんかやられたのでは、困るのは町長なのだから。

私がこういう言い方をするのはなぜかといったら、ここの議会は前にも言いました。民間の会社でいえ

ば取締役です。町長が代表取締役で、私たちは取締役です。会社をよくするためには意見を言わなければ駄目なのです。この議会に臨むのに声を大きくするなという指導もいただいたのだけれども、今ポリシーが結構上がってしまったのですけれども、元に戻して小さく話をしたいと思いますけれども、もう怒り心頭です。私が2年、ここにいなくなってから、インターネットで長瀬町の給付金不正受給、そんなのに数字がすごく上がっている。みんな脇が甘過ぎるのです。議員になったのだったら24時間議員なのだから。ほかの職は本当は受けてはいけないのだ。議員で、しょうがない、充て職であそこへ行ってくださいって、議長から言われて頼まれる役は仕方ないでしょう、充て職は。それ以外やってはおかしいでしょう。そんなことも分からないのですか。本当にこっち側にいる同じ取締役の人に耳が痛い話だけれども、本当に町をよくするのだったら、もうみんなで襟を正しましょう。町長、町長がこういう人事やっているから、例えば傍聴席に林家たい平さんが来ていれば、何かあったのか劇場が始まったのかと言われます、本当に。自分が使ったお金を自分が監査する。そんなことも分からないで、これはおかしい。今からでも、すぐでもいい。頼んででも、本人がこういう理由でこうなったのではなくて、体を壊したからよしますという、うそでもいいから、町民に示したほうがいいです。これから出てくる監査の、監査委員で監査しましたというのは信用できない。町長、いかがですか。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問に対してお答えをさせていただきます。

議員もご承知のとおり、長瀬町には2名の監査委員が置かれております。識見監査委員と議員選出監査委員でございます。自分が執行部として携わった事業などについて公正な監査ができるのかとのことでございますけれども、監査委員は法令に基づいて、常に公正不偏の態度を保持して監査等を行わなければならないと定められております。また、一人一人が自らの判断の下に独立して職務を行うことになっております。このため、監査結果の決定など法律に定めのあるものは協議して全員の一致で決定することとされており、支障はないと私は認識をしております。そして、議会にお認めいただいた、議会で可決されたものをまた覆す、これもまた議会軽視ということで関口議員がよく申されますけれども、そういう形になるのではないかなと私は思っております。

それからまた、区長会につきましてでございますけれども、関口議員のご意見はご意見としてしっかりとお聞かせいただきました。繰り返しになりますけれども、町が関与して選出されるものではないと認識をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 関口議員に申し上げます。

今の町長の話にもありましたけれども、議会で議決していることでありまして、これは議会の意思ということになりまして、議員個々の意思からは独立したものとなります。議会全体の統一した意思ということから、これが内外に宣明されたものは、その町村の意思ということになるそうでございます。それを踏まえて、もう一度質問がありましたら。

○7番（関口雅敬君） 踏まえてやっています。だから、私がこの意見を言って、議長、駄目なのだったらもう私を首にしてください。私はそれ覚悟で来ていますから。

では、次の質問します。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長、今町長の答弁にあったけれども、監査委員は2名いると。2名いたから、で

は1名がいるのだからいいではないかといったら、では最初から1名でいいではないですか。そういう、ああ言えばこう言うでやってきては、町はよくなりません。本当に町をよくするために私は言っているのだから。私の関係者に言われています。もう関口はこれ以上ぼろぼろになるなど。黙ってみんなと一緒ににこにこして議場に行っている、それだって同じなのだから。そう言われているのだけれども、私はそれできません。町長、私ごとで言います。剣道でこういうことがあるのです。剣道は3人審判制です。自分の道場の子供が出る試合、うたい文句には書いてあります、審判員は中立、そういう立場であるから、自分の道場が出てきたからってその審判員のサイクルを変えなくてもいい。それは分かります、言うことは。でも、心情的にやっぱり自分の道場の子が出ているときには、自分が審判、赤と白をただ上げているだけではないのだから、私はいつも辞退をしていました。町長、そういう点からいって私は言っているのです。2名いるのは分かっています。副町長を12月31日で辞めて、3月31日でもう監査委員に就任する。では、今度の9月議会の監査はどうするのですか。今議長が言ったように、ここでみんなが認めたのだからいいのだよ、それでいいならいいです、それでいいなら。

では、町長論で言えば、例えば外郭団体、補助金いっぱい控えています。同じようなことをやっても許すわけですよ、同じようなことをやっても。それでは税金なんて正しく使われません。町長はもう就任してから長期政権に入っている。確かに立派な町長です。悪いところは、この町の物事を私物化してきている。私から忠告します。上がってくる税金はあなたのためにみんな払っているのではない。そういうことをもう一切忘れて何でもいい、おかしいです。

区長会のことは区長会でやるのだと言っても、区長会に入って会議が始まる時にはもう決まっているのではないですか。区長会長、次誰がやるって。誰がやってもいいです。だから、私が言うのは、議員になっているのだったら、選挙のときにあんなにみんな活動して山の中まで隅々まで一生懸命頑張りますってやっているのだから、議員は24時間議員ではないのですか。例えば自分が決めて、私は1時から2時まで議員で、あとは違いますでいいのですか。違うでしょう。24時間議員だと私は思っているのです。だから、議員に立候補するときには身をきれいにしておいていく。町長、今この議会からいなくなった議員、あんなにたたかれたのです。かわいそうではないですか。だったらもう襟を正して、みんなで真剣にやらなかったら、長瀬町は笑い者になってしまいます。はつらつ長瀬なんて書いてあって、ここで決めることはそうではないのではおかしいではないですか。現職の職員が区長をやる、そこまで緩んでしまっているのです。おかしい。もう一度、町長、しっかりした答弁を。私はこれを機関紙に全部書きますから、しっかり答弁してください。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ただいま関口議員から議員のあるべき姿につきまして、とうとうとご意見をいただきました。議員のあるべき姿は私どもが関与する立場ではないと思っております。

それからまた、関口議員が町をよくするために一生懸命頑張ってください、これは私も十分承知をしております。しかしながら、関口議員だけではなく、ここにいらっしゃる議員の皆様方も町をよくするために出てきていただいて、日々一生懸命頑張ってくださいとおるわけでございますので、そのところは関口議員もご承知おきをいただきたいと思っております。

そして、私も町をよくするために、町民の皆さんに長瀬町に住んでよかったと思っただけのまちづくりのために一生懸命頑張っておるつもりでおります。ただいま町を私物化しているというお話をい

いただきましたけれども、それはどなたのご意見であるか、関口議員個人だけのご意見であるか、たくさんの町民の皆さんからそういうお話が来ているのか、それは分かりませんが、そういうお話が出たということ、それは私も襟を正さなければいけないなと今思ったところでございますので、今後今以上にしっかりと務めさせていただきたいと思っております。

また、先ほどから監査委員ですとか、区長会長さんですとかのお話が出ておりますけれども、このご質問に対しては、これ以上のご回答はなかなかできないというのが現状でございます。これが法にでも触れているということでございましたらば、やはりこれにつきまして議会で皆様方に陳謝しなければなりませんし、また違った方法も考えなければなりませんけれども、法に触れておるわけでもございませぬし、私たちがもしっかり考えた中で副町長にしろ、監査委員にしろ、人選をさせていただきました。区長会長さんが区長会の中で出ていくと決まっているというお話をいただきましたけれども、これにつきましては私どもも全く関与しておりませぬので、一切それにつきましては存じ上げておりませぬということで、ご回答をさせていただきたいと思います。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 続けてやっていてもいいですか。

○議長（岩田 務君） 次の質問をお願いします。

○7番（関口雅敬君） 次の質問だけでやっていてもいいかな。議長のさっきの注意で出ていけって言ったら、俺出ていくから。

では、2番目に移ります。冷静になってやりたいと思います。今までの関口とは違って、今回が本当の関口でございます。2番目、小学校の統合について町長に伺います。数年前まで議会で町長は学校の統合に対する考えはないし、統合させないと発言していましたが、考えが変わった理由についてしっかりと伺いたいと思います。

また、長瀬町学校統合準備委員会で話し合ったことについて、保護者に内容が伝わっていないように感じます。話し合いには子供たちの不安な気持ちをどのように酌み取るか、保護者の意見をどのように反映させているのか、また町民に対してどのように周知していくのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、初めに考えが変わった理由についてでございますが、令和2年3月定例会においても関口議員より小学校統合についてのご質問をいただいた際にお答えをさせていただきましたが、町長1期目には小学校の統合はしないとの公約を掲げておりました。学校は地域コミュニティの中核として存在し、地域の方々と連携が図られている。また、私が町長に就任した当時は、第二小学校も100名以上の児童がいたことも踏まえ、小学校の統合はしないとしておりました。しかしながら、その後、児童数は年々減少傾向にあり、今後も大幅な増加を見込むことは難しいということで、町で取り組む大きな課題の一つであると考えまして、2期目以降は公約には入れず、令和2年度には小中学校の将来を展望した今後の学校の在り方について幅広い見地から検討するため、長瀬町学校のあり方検討委員会を設置し、保護者アンケートや住民アンケートを実施するなど、2年度にわたり児童生徒にとってどのような教育環境が望ましいのかを総合的に検討をいただきました。令和4年1月には学校規模を適正化し、一定規模の集団の中で多様な流れに触れ、切磋琢磨し合うことで心身の豊かさが育まれる教育環境が望ましく、また小中一貫教育の導入が提言されましたが、小中一貫教育の導入には一定の期間を要するため、早期の小学校統合が提言されました。

これを受け、令和4年6月に長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画を策定し、令和6年4月1日に小学校を統合するという方針を決定させていただき、令和4年6月定例会におきまして、長瀬町立学校設置条例の一部を改正する条例及び長瀬町学校統合準備委員会設置条例を可決いただき、統合に向けての協議を進めておるところでございます。

次に、学校統合準備委員会で話し合ったことについて、保護者に内容が伝わっていない、保護者の意見をどのように反映させているのか、どのように周知していくのかについてでございますが、学校統合準備委員会は行政区長、PTA役員、教員OBの方など28名の方にご協力をいただき、総務部会、教育部会及びPTA部会の3つの専門部会に分かれ、検討課題についての協議をいただいております。各部会で協議した内容につきましては、準備委員会でご承認をいただいております。特に児童の保護者としてのご協力をいただいている小中学校のPTA役員やPTA役員経験者の方々からは、保護者目線の貴重なご意見、ご提言をいただいております。これらのご意見を踏まえ、体操服の取扱いやスクールバスの運行等について協議をし、決定しておるところでございます。周知につきましては、学校統合準備委員会各部会で協議し、学校統合準備委員会で決定していただいた事項については、その都度準備委員会だよりを発行し、学校を通じて保護者へ配布をしたほか、区長回覧や町ホームページへの掲載、また学校統合準備委員会会議録や会議資料についても町のホームページにて公開するなどの対応を図っているところでございます。その他、4月に開催されました各小学校PTA総会に出向き、担当より保護者向けに説明を行っているところでございます。

統合まで残すところ10か月を切っております。来年4月の小学校統合に向けて不安なく統合が迎えられるよう、これまでに決まった内容についても様々な角度からお知らせすることは大事であると思っております。引き続き様々な媒体、機会を通じて小学校統合、また、第二小学校閉校に向けた事項の周知や機運の醸成を図るとともに、学校や地域の皆さんと連携を図り、児童や保護者が不安なく小学校統合を迎えられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 議長、もっとでかい声でやってくれないですか、聞こえないから。

今町長がああ当時の人数はどうのこうのという話がありました。町長、私はずっとこの統計を町民課から人数をいただいています。私の機関紙にも、平成31年度の機関紙に人数6年分載せてあります。こういう統計を見ていけば、目の前に合併が必要だという人数はもう出ているのです、出ているのです。役場側の答弁は、3月になれば入学者がよそから転入をどっとしてきますというようなニュアンスの発言があるから、私は増えているのだろうと期待をしながら、毎年この統計をもらって見ているのだけれども、そんなに人数が3月頃になってよそから転入してくる子供なんて何人もいないです。だから、統計をしっかり見ていけば、先のことは分かるのです。だから、時の教育長が今でも行き会おうと私に言います。関口議員と堂々とした場所で議論したかった、悔しい、そう言っています。もう分かっていたことだから。だから、私言ったでしょう。マギー司郎の手品ではないのだから、縦じまを横じまにできる、それではまずいですと、もう何回も言っているのだから、それが今そのとおりになってきているではないですか。

インターネットの説明、理解できるか。私も一生懸命インターネットを見たり、父兄の方から話を聞くと、答えられるようにしてあげなくてはいけないなと思っいろいろ調べるのだけれども、全然理解ができません。今言うように、学校の検討委員会が28名で、何かどこかでそれを承認してもらったと。それは

それで手順はいいでしょう。そこから先住民に言っていないのだから、あんまりこれ私がやっていると、5番議員も同じようにやってもっと立派な質問をするだろうから、そっちで詳しくまたやってもらう、そうお願いをしながら。私が選挙中にある場所で街頭演説をやりました。そうしたら、そこにお母さんが3人詰めかけてきました。それは二小の学校区です。学校の懇談会が終わった後に聞いてもらって、私に質問を投げかけてくれました。それはなぜかといったら、今学校で懇談会があったと。統合について教育委員会から4人ぐらいの説明者が説明をしてくれるように並んでいたと。その説明を聞いていると、プリントに書いてあるのを読み上げただけだったので、あれでは教育委員会からせつかく忙しい時間を割いて来てもらってもプリントを配るだけでも同じだったのですという話だったのです。こういう人たちはもっといろいろ決まったことを知りたいのだなと思って私は話をさせてもらいました。そのうちの一人の方が言いました。発言したいのだけれども、私は気が弱くて、私に似て気が弱くて手を挙げて人前で話ができないということを言っていました。うっかり手を挙げて言うと、地域でモンスター扱いされては嫌なのだ。だから、聞いているしかない。本当に子供を持っている若いお母さんが、私の想像で言えばテーブルの下で拳を握って我慢していたのだなと思うと、本当にかわいそうでなりません。

町長はいろいろなところで審議しているから大丈夫だというような説明ですけれども、父兄、あるいは我々地域には回覧板で来ます。あの回覧板、1枚で来るのだったら見ます。農協の通信販売だか何だか分からないような下のほうにそれが入っていて、あれ全部、私だけかもしれません、あれでは、学校で生徒児童にプリントが行って配るのを地域の人はほとんどが読んでいないのではないかな、理解できていないのではないかなと私は思いました。ですから、もっと決まったことをはっきり。この間、私も久しぶりにこの議会のために補正ですか、補正でバスがどうのこうの、どうに決まったのだかな。私はいまだ全然分からないのです、ここにいて。だから、その案件が出たときにどうに決まったのだか聞いてみようと思う。バス2台で走らせるのにどう決まっているのだか、私も全然分かりません。だから、広報の仕方が上のほうで何人かって言うてはおかしいですけれども、やって、はい、承認されました、これでオーケーです、それではまずいのだと思うのです、町長。本当に子供たちのことを考えるのであれば、先ほど町長は体操服はどうするのかと言っていますけれども、そういうのをしっかりどんどん広報してやったほうがいいです。町長が代表でいるのだから。地域の人は学校の統合のことを一生懸命やっているのは教育委員会の人たちだろうな、役場の3階、夜遅くまで電気がついていて、一生懸命やっているのだろうな、そういう評価はいただいています。町長、もう一度、みんなに広報の仕方、理解できてない、こういう方法をどうやって示していくのか。本当にこの長瀬町に分かれ目です。大事な分かれ目なのだから、町民がみんな理解して一緒になって歩いていかないと、もう不満が残ったままいけば、町長の負の遺産になっていきます。お願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

まだ周知の方法が足りないということだと思いますので、これからまた教育委員会ともお話をさせていただきながら、しっかりと周知をさせていただきたいと思っております。

それから、ただいま関口議員のご質問を伺っております中で、大変お話がお上手なので、これから私も関口議員に少しご指導いただいたほうがよろしいのではないかなと思ったところでございます。ただ、私も町長に就任いたしまして10年がたったわけでございまして、昔は十年一昔と言いましたけれども、今は関口議員もご承知のとおり、社会情勢がどんどん変わっております。目まぐるしく変化しておりますのでござい

まして、10年前に私が掲げましたことをいつまでも引きずっていただいている、そういう状況ではないと思っております。関口議員のトレードマークでもございます夢、希望に向けて、これからも皆さんと一丸となって前進してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） いつでも、町長、私のうちは来る人は拒まずですから、毎日来てください。私が指揮棒を持って指導しますから。指揮棒で足りなかったら、竹刀、木刀、剣道道具いっぱいありますから、そういうのからやりましょう。

町長、冗談抜きとして真剣にやりましょうよ、真剣に。本当に分かっている人は、よく分かっているのだと思うのです、間違いがなく。来年入学する子から統合が始まっていく。それは間違いなくいろいろできているのだらうけれども、以前に私言いましたよね。百人委員会をやったほうがいいのだと。こういう合併のスタートをやるときに、なるべく大勢の人にいろんな意見をどんどん出させる、そういう方法を取っていったほうがいいと、私が議員になったときに地域の人からそういう指導をされました。それはすごく勉強になって、百人委員会というのはいいのだなと思っておりますので、今まで発言してきている。町長、もう来年4月なのだから、今私がどうのこうの言っても、これで再々質問する、何か今言ったかと言ったら何も言っていないから、ぜひ決まったことは、こういうふうに決まりました、分かりやすく説明してください。広報でこの学校の問題が出たのは何回かというのは分かるわけでしょう。特に広報を書いているのは企画財政課なのだから、企画財政課の課長は県から来たご立派な方なのだから。町民に対してもっと分かりやすく、しっかり書けと言ってやったほうがいいです。

では、これで私は2番を終わりにして、3番に移ります。議長、いいですか。

○議長（岩田 務君） どうぞ。

○7番（関口雅敬君） 今どうぞって言ったよね。では、やります。

財政状況について町長に伺います。

広報等で公表している財政状況は、一般の人には分かりづらい内容と感じています。この報告では、町の財政状況がよくなっているのか、悪くなっているのか判断しにくいと思われそうですが、その点について伺います。また、町長が就任してから、財政状況全体がどのように変化しているのかを数字で明快にお答えをいただきたいと思えます。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えをいたします。

町の財政状況に関わる財政指標は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率などの指標がございますが、確かに一般の方には分かりづらいものが多いです。町の財政状況につきましては、町債残高で説明させていただきます。町の借金である町債残高は、就任時である平成25年度末で3億2,675万円であったものが、令和4年度末で2億9,915万円となっております。17%の減少でございます。さらに、借金から借金を返すための貯金である減債基金積立金を引いた額は平成25年度末で3億3,039万円、令和4年度末で2億9,532万円、30%の減と改善されております。町の借金が減れば、後年度の負担が減ることになり、借金返済に使用していた費用をほかの事業に使用できるようになりますので、財政状況全体がよくなっていると考えております。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今町長は数字で減ったからいいという話をしました。今の数字をそのまま地域住民

の皆さんに発表して、これ分かると思いますか。多分分からないと思います。役場の中では数字のマジックがかなりある。私は財政状況、コロナで町はかなり潤ってきているのだと思うのです。交付税だの、何だのかなりいっぱい入ってきているから。コロナが収束後、同じように予算を組んでやっていけるのかどうか、町長、もう一度お願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただく前に、先ほど私が数字を間違えたようでございますので、訂正させていただきます。令和4年度末で、町債残高が29億と発言をしたようでございますけれども、26億7,915万円でございます。17%減少しております。

それから、これで分かるのかというお話、マジックというお話をいただきましたけれども、私もそのところはよく分かりませんが、一番簡単に話をさせていただきますと、一番分かりやすいのが将来負担比率です。これが平成29年までは100をなかなか切れなかったのですけれども、令和元年から2年、3年といきまして、今現在令和3年です。令和3年は39.6%になっております。これはすごく減ったなという思いがいたしております。負担比率が下がったということだと思います。財政力指数は若干下がっておりますけれども、同じぐらいで推移をしておりますので、その中で来年度のお話ございましたけれども、やはりそのところはしっかりと私たちも精査しながら、今年とまた同じような予算が来年組めるとは限りませんので、来年度の収入をしっかりと精査しながら来年度の予算は組ませていただきたいと思っております。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長が胸を張って財政がよくなってきているというお話、本当によかったのだなと、今ここで座って聞いていました。でも、私が町内を毎朝散歩して歩いている中で、地域の住民サービス、これができていないように思われるのです。あちこちが傷んでいて、ここを何で直してあげないのだろう、そういう思いも私はしながら歩いています。この地域の人には誰も何も文句を言わず、これでいいのかなと思いついて歩いている。道路だって亀の甲羅の上を歩くような状況な場なんて幾らでもあるのです。よくなっているのだったらよくなっているでいいのだけれども、地域にそういう住民の仕事をどんどんしてあげたらいいではないですか、よくなっているのだったら。特に私がずっと手がけてきた、落合眼科からフジマートへ抜ける道、あれなんかだってあんな小刻みに工事するのではなく、やるのならどんどん一遍に財政がよくなっているのならやればいいではないですか。まだほかにも区長がすごい多くいるのだろうから、各区長からうちのほうのここはこういうふうに直してほしい、こういうことをしてほしい、そういう要望があるのだろうから、もっと地域住民サービスに努めていただいたほうがいいと思いますが、これで最後になります。町長、ぜひ住民サービスを発表しておいてください。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

地域の住民サービスについて、あっちの道路も悪い、こっちの道路も悪いというお話をいただきました。令和5年度の予算、多分関口議員も御覧になっていると思いますけれども、建設費、大分事業が多くなっております。いろいろなところに建設課が関わっておる中で、こんなに事業を出してできるのかと言ったら、やりますということで、住民サービスを今年度は結構できるのではないかなと思っております。今までよりもたくさんの道路をやっておるわけでございまして、小刻みにとお話がございましたけれども、やはりあちらもこちらもやってほしいというお話が来ますので、どちらも平等に少しずつ前に進ませていた

できれば、最後にはきちんといい道路ができますので、そうした方針でやらせていただいておりますので、

それから、借金が減っているのならば、もっともっと事業をというお話でございますけれども、公共施設が大変老朽化しております。議員もご承知だと思いますけれども、小学校、中学校、公民館、もう全てが老朽化しております、大規模な改修工事ですとか更新工事が必要となっておりますので、長瀬町も小さな自治体でございますので、それなら工事が財政運営に支障がないように、一定の財政規律を保ちながら予算が膨らまないように予算編成を行っておりますのでございます。ただ抑制をかけているということではございませんので、令和5年度には給食費を無償化するなど、子育て支援ですとか、そういうところにもお金もかけさせていただいておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

○議長（岩田 務君） 次に9番、新井利朗君の質問を許します。

○9番（新井利朗君） 質問いたします。選挙運動費用の公費支出について、総務課長にお尋ねいたします。

4月23日に町議会議員選挙が行われ、選挙運動用のポスター費、ビラ費、自動車費等が公費支出になりましたが、総予算額とこの制度の効果、課題について伺います。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

選挙運動費の公費の総予算額とこの制度の効果、課題についてのご質問ですが、候補者にとってお金のかからない選挙を実現することを目的とした選挙公営制度ですが、令和5年4月23日執行の長瀬町議会議員一般選挙におきましての選挙公営費の予算額は908万円でございます。立候補者10名のうち7名の方が利用され、3名の方につきましては利用がありませんでした。利用された7名の公営費の総歳出総額は188万9,020円で、平均額は26万9,860円でございます。

効果につきましては、制度の趣旨であります候補者の財政的な負担の軽減、立候補しやすい環境づくりの一助となった点につきまして一定の成果を得られたのではないかと考えております。

課題につきましては、立候補者が定数を1名上回るにとどまったことを踏まえ、より多くの多種多様な人材が立候補し、議会運営の活発化を促進していくためにも、制度の周知をさらに徹底し、併せて町政への関心を高めていく取組が求められると考えております。全国的に見ても町村議会議員選挙における無投票当選の割合が増加傾向にあるようですが、地方議会を取り巻く環境が厳しい状況にある中で、町として議会運営の維持を図るために今後も引き続き公正公平な選挙の執行に努めてまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 9番、新井です。

今お答えいただきまして、私とするともっと費用の内訳といいますか、詳しいことを質問したかったところでありましたけれども、私なりに調べさせていただきました。そうすれば、今回私も含めて3名がこの公費負担制度を活用しないまま選挙に臨み、どのぐらいかかるものかということでやらせてもらったのですが、やはり前回よりは自分で余計にはかかりましたけれども、それなりに平均額ぐらいでやれたかなという実感がしております。そして、公費の負担の中でいろいろ見させていただきましたところ、

候補者のポスターにつきまして前々から私も質問しておりまして、実際に最初の頃には、2年前の町長選挙また補欠選挙におきましては、ポスターが1枚当たり8,000円以上もしているような状況でありましたけれども、それが4,000円になったかなと思っていたところが、今回4,400円でされていたという状況で、一番高いポスターが4,400円、それで一番安いのは、私は前に使っていた印刷屋さんにお問い合わせしたら1枚1,000円でできたのですけれども、そのほか、8番議員は秩父市のある印刷所を使いましたときに2,600円で13万円というふうな感じでありました。そのほかでも20万円に満たないでほかの議員がされている中で、あるところを使った人だけ22万円かかっているということで、あくまでも上限に沿った金額の請求がされているというふうなことを感じたところでもあります。ですから、もっと平均を取って、実際のところ1枚当たり3,000円ぐらいにまで下げられるのではないかというふうなところもあります。その辺のところをこれからもいろいろなところで選挙がありますので、その辺で前に役場では見積りを3者から取った平均が4,400円というふうに言われていましたけれども、もう少し検討して削減に向かってほしいなど。いわゆるこれはあくまでも税金の支出であります。少ないほうがいいわけであります。ですから、この歳出が少なくなればなるほど、町の財政にしても、それから町民の使われる費用にしても増えるわけでありますので、その辺のところをもっと詰めていただきたいということを感じました。

それから、チラシといいますか、ビラにつきましてはぎりぎりの金額でありました。実際のところ、これでぎりぎり、本当はこれではできないのがビラであります。実際のところ1万何がしという感じで1万2,000円くらいですか、これが1,600万印刷であったのですけれども、これも非常に厳しい査定であったというふうにも思います。でも、これはこういうふうなのが出たことによって幾らかでも負担軽減にはなっているなというのを感じたところでもあります。

ともかく私が精算してみました中で、ポスター代についてはもっと改良、改善の余地があるのではないかというふうなことを感じたわけです。実際のところ、今回公費負担として3月の予算では908万円が見積もられました。そのことから結構大きな金額が使われるのかなと思ったのですけれども、実際のところはそんなに使われなくて186万円くらいで7人利用ということであったから、1人当たり26万7,000円くらいですか、そういうふうな金額であったものは非常に緩やかになって、候補者の負担減にはなったのかなと思ったのですけれども、私は4年前の選挙費用と比べてみたのです。4年前に私たちが11人出て、したときの、今も現職でいる8人と、それから今回選挙に出た10人の平均等を見たときに、今回の10人の平均は73万円かかっているのです。令和元年といいますか、平成31年の4月に行われたときの平均は45万3,000円だったのです。だから、公費負担をしてもらえることによってこんなに費用が増えてしまったのかなというふうなことも考えられたのです。この辺のところをもっとよその町村とも見比べたり、何かしながらさらに研究をしていって、余分な費用は削減できるようにお願いしていきたいと思うし、あとポスターにつきまして50枚というのは確かに一つの区切りのいい数字でありますけれども、長瀬町では掲示板が38か所しかありません。選挙管理委員会に提出するのは1枚です。あとは剥がれてしまった、どっか行ってしまったとか、また室内に提示しておくにしても、そんなに10枚も余計に自分の事務所に貼っておくというよりも、いろんな国会議員や県議員が来ている為書きを貼りますと、自分のポスターを貼るのもほとんど場所がないぐらいの状態でありますので、これも50枚も必要ないのではないかというふうなことも感じます。その辺のところも含めて検討をもう一度、昨年12月に検討した結果を発表していただいて、幾らか今回の4月の選挙に間に合ったなどは思ったのですけれども、さらに削減、また改良に向かって進んでいただきたいなということを感じた次第です。数字につきましてはいろんなことが動きますので、こ

れからまたやっていくと思います。

それで、今回908万円から実際に使った186万円を引きますと721万円残ります。これは早速に9月議会あたりには減額補正の中の一つに出てくるかと思うのですが、実際のところ、役場の駐車場は役場ができたときからあります、いわゆる時計が壊れているのだというふうなことで、止まっている、壊れている、その壊れている表示もなくなっているというふうなことで町民から言われました。何とか時計ぐらい直らないのかねということと言われたのです。早速企画財政課に行ったのですが、予算がなかなかないというふうなことも言われました。でも、予算がいろんな面でこういうふうな費用も大きく詰まってくるので、時計を直す費用であったりとか、今だったら丸時計だけではなくて、電光掲示板的な形にして、役場庁舎か何かの一部に電光掲示板的に時計も出る、または町のお知らせも出るという形で一つのニュースが流れるというふうなことも含めて検討していけたら、1つのいいお知らせ板ができて有効な形に使われていけるのではないかとこのように思った次第です。これは一つの残金のことでの提案、お願いなのですが、先ほどのことにつきまして、課長もうちょっと、先ほどちょっと言いましたことについて回答をお願いします。

〔何事か言う人あり〕

○9番（新井利朗君） もう少し減額できるのではないかと、そういうふうな面での検討をしてほしいということをお伝えしました。あと、枚数を減らすというふうなことで、とにかく支出を抑える、そういう努力も必要かと思うのです。前の議会でもちょっと言いましたけれども、今電気代とかいろんな面で役場の維持にしても非常に経費がかかって増加しております。ですから、少しでもいろんな面で気づいたところを減らしていく、そういうふうなことにも係ってくると思うのです。ですから、そういうことで縮減、削減について検討していただきたいと思う上からの質問でございますので、ご回答をお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の再質問にお答えいたします。

前回は町長選、補欠選だったのでありますが、今回こういった一般選挙が初めてでありました。先ほど新井議員が言われましたけれども、昨年12月議会でポスターの公費だけ値段を下げています。このポスターを下げているのは、この近隣の町村ですと長瀬町だけになります。ほかの町村は国に準じた額となっております。先ほど新井議員が言いました8,800円が1枚当たりの基本額となっております。長瀬町は4,400円に改正したわけでございます。このポスターの適正価格というのが、やはり印刷代だけではございませんので、写真撮影、企画、デザイン、そういったものも含まれてきますので、印刷だけですと50枚当たり、今回平均で2,295円になります。そのほか先ほど言いましたものが加わりまして、平均で19万643円となります。ですので、減らすのも今後また検討していくのも大事かと思っておりますけれども、やはりこの制度は候補者にとって選挙資金がなくても立候補できる、また選挙活動ができるという制度ですので、公費を減らすことはもちろんいいことというか、町にとってはいいのですけれども、やはりこちらとしてはその反面、こういった制度を周知していくというのがありますので、また今後こういった関係法令に基づいて公費負担制度の適正な運用に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 非常にシビアなものであります。そういうふうなこともありますけれども、一応公職につく我々全員のかかった費用、またもらった費用であったりするところでもありますので、これにつきまして機関紙等で公表することは可能ですね、課長。選挙費用等について発表することは。

○議長（岩田 務君） まとめてから質問してください。1点だけの質問でよろしいですか。最後の質問ですけれども、よろしいですか。

○9番（新井利朗君） はい。質問は一つだけ。公表することだけ。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 公に公表するという事は、個人のこともありますので、そういった金額を知りたい方は、前にも言いましたけれども、支出報告書を受領した日から3年間、役場の方で保管しておりますので、誰でも閲覧できますので、見ていただいて、また収支報告書は役場のほうの今現在掲示板に告示しておりますので、御覧をいただければと思いますので、紙面等で公表することは止めていただいたほうが良いと思います。

以上です。

○9番（新井利朗君） 以上です。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（岩田 務君） 次に、6番、野口健二君の質問を許します。

○6番（野口健二君） 9月の定例会に質問したことなのですが、樋口の消防道路の関係ですけれども、補修ができていないか、できないか。これからやるか、やらないか、それだけお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、野口議員の樋口消防道路の補修と点検についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の樋口駅付近を荒川に下る通称消防道路につきましては、令和元年度に発生いたしました台風19号による荒川の増水で、現在道路の先端部の基礎が一部洗掘されている状態となっております。この道路につきましては、ふだんは一般の方々の利用は少なく、現在は安全確保の観点から、下り口手前にバリケードを設置させていただき、車両の進入を制限させていただいております。樋口消防用道路につきましては、町道野上下郷102号線として町で管理していることから、本年度、補修工事費の予算化をいたしましたので、渇水期等の時期を見極めながら工事業者を決定し、舗装補修等の必要な補修工事を実施してまいります。また、この道路に限らず、その他の町道等におきましても日頃から職員等による巡回を定期的に行い、危険箇所等の早期把握に努めるとともに、緊急性のある箇所につきましては、速やかに補修を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 補修ができるということなので、了解しました。ありがとうございました。

○議長（岩田 務君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。優しいまちづくりについて、町長に質問します。

当町の状況は少子高齢化が顕著で、今後ますますこの状況が進んでいくと思われ、この状況に適した住みやすいまちづくりを進めることが必要です。それには、住民と共に町の課題を明確にし、課題を共有することによって、優しいまちづくりを進めることが重要ではないでしょうか。

そこで、次の点について伺います。

- 1、住民の生活利便性に関して、地域ごとの課題と改善を検討しているのかどうか。
- 2、高齢者の移動手段の確保について。
- 3、出生率を上げる取組と、効果を見込める若者移住促進について。
- 4、役場駐車場の障害者・高齢者の優先区分の確保について。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、住民の生活利便性に関して、地域ごとの課題と改善を検討しているのかについてでございます。まず、生活の利便性の課題につきましては、令和4年度に高齢者の日常生活ニーズ調査を実施いたしました。結果は、令和5年3月末にまとまったところで、現在は分析をしております。その結果から、目についたところでは、「自分で買物ができない」「できるけれども、していない」という回答が12.7%ありました。これは地域別に若干ばらつきはあるものの、大きな変化はないものと考えております。こうした買物に支障のある高齢者に対応するため、令和4年度から生鮮食品や日用品の購入がしやすいように移動販売車の運行を始めたところでございます。どなたでも購入できますので、お気軽にご利用いただきたいと考えております。このほか地域包括支援センターでの地域ケア会議や、社会福祉協議会で実施をしております高齢者への聞き取り調査で課題把握に努め、ごみ出しの利便性への配慮や傾聴ボランティア養成など、高齢者に寄り添った改善に努めておるところでございます。今後も適宜課題の把握に努め、必要な改善に取り組んでまいります。

続きまして、2でございます。高齢者の移動手段の確保についてでございます。高齢者や障害者、子育て家庭など、交通弱者への支援として、商工会の元気と安心お助け隊事業の移動支援がございまして、令和3年度から運営費補助金を増額するとともに、移動支援用の自動車購入費への補助金も交付し、安定した事業運営ができるよう町として支援してまいりました。現在高齢者などの移動手段の一つとして活用されていると考えております。また、介護認定を受けた高齢者や障害者を対象としたシルバー人材センターの福祉有償運送も移動支援の一つでございます。利用対象者は限られますが、利用者の都合に合わせて利用できるため、利用者が定着し、活用していただいております。引き続き関係機関と連携して、高齢者の移動支援に取り組んでまいります。

次に、出生率を上げる取組と、効果を見込める若者移住促進についてでございます。最初に、出生率を上げる取組についてです。長瀬町の令和2年の合計特殊出生率は1.09パーミルと、県内63市町村中49位に

とどまっています。町では現在出生率の向上に向けて少子化対策に積極的に取り組んでおるところでございます。少子化対策については、経済的負担の軽減や家庭と仕事の両立支援、育児についての不安の軽減支援など、結婚、妊娠、出産、子育てまでの包括的な切れ目のない支援をしていく必要があります。そこで、町では経済的負担の軽減として、新婚世帯の新生活を補助し、結婚を希望する方に最高60万円を支給する結婚新生活支援事業や、子供の人数に応じて3万円から10万円の子育て支援金の支給、こども医療費の支給、学校給食費の免除等を実施しております。また、家庭と仕事の両立支援として、待機児童を出さないよう保育園や認定こども園の整備をし、運営の支援を行うとともに、保育園の保護者負担金の引下げなど、保育園等に子供を預けやすい環境を整えてまいりました。育児の不安を軽減するため、支援策としては、ふれ愛ベース長瀬にて、子育て世帯の保護者が気軽に悩みを語り合ったり、相談できるような交流の場を設けたり、子育て支援事業や子育て相談を実施してまいりました。令和5年2月からは妊娠届出時と出産時に合計10万円を支給する、出産・子育て応援金の支給や、妊産婦さんに寄り添った伴走型相談支援事業を開始しました。この事業にプラスして、保育士が申請時期に訪問した際にみちしるべとなる教材を配布して保健指導を実施する、子育てみちしるべ事業などの子育て支援施策を展開しております。これらの出会いから、子育てまでの切れ目のない支援を充実させるため、今年度から健康こども課を設置し、支援体制を強化したところでございます。出生率をすぐに向上させるということはなかなか難しいことですが、国において次元の異なる少子化対策の実現に向けた、こども未来戦略方針が昨日ですか、決定をいたしましたので、その動向を注視しつつ、引き続き出生率向上に向けて取り組んでまいります。

続きまして、効果を見込める若者移住促進についてでございますが、これまで住宅取得奨励補助金や移住体験ツアー、移住プロモーションなどの移住促進施策を実施してきました。施策の一つである住宅取得奨励補助金を活用して、町外から転入されてきた方は過去6年間で56件、145人となっております。一定の効果を上げております。若者移住促進については、これを行えば必ず移住していただけるという特効薬はありませんが、移住施策だけではなくて、子育て支援策や教育施策を充実化し、魅力あるまちづくりを実施していくことが遠回りではありますが、若者の移住促進につながるのではないかと考えております。今後も引き続き知恵を絞って、町全体の魅力を高められるように施策を検討、実施してまいります。

次に、4の役場駐車場の障害者・高齢者の優先区分の確保についてでございますが、役場庁舎の入り口左側に優先駐車区画を設けております。路面標示は消えかかってしまっておりますので、カラーコーンにより案内をさせていただいております。これにつきましては、私も気がつかなくて誠に申し訳なかったのですが、もうあちらは役場が始まりましたときから障害者の駐車場という、優先駐車場ということで、私としては承知をしておったところでございます。ただ、字が消えてしまったということで今回ご指摘ございましたので、カラーコーンを設置させていただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、多少内容が前後するかもしれませんが、再質問させていただきます。

まず、町内でもキッチンカーや移動販売車、引き売りですか、大分見かけるようになりました。これは長瀬だけでなく、日本中そういう傾向があると思います。これについて、町や国、県の補助金が出るところと、それなしでもやっているというところがあると思うのですが、この判別が非常にしにくいということで、まずこれについて、当局としてはそれを把握しているのかどうかということ。

移動販売につきましては、町内で大まかにやっているとかではないということも含めると、3店舗と

聞いております。社会福祉協議会に事業委託している事業もあるようです。これらもっと丁寧にやるのなら、この社会福祉協議会の委託したものだけでなく、町全体として見直しをして、皆さんの利便性を高めるということが必要ではないかと。なぜかという、今社会福祉協議会で行っている、社会福祉協議会に委託して行っている事業なのですから、はっきり言って、買いに行くのはいいのだけれども、荷物を持って歩いてくるのが大変だという意見があります。ですから、本当の移動販売だと、家のところへ来て、買物ができると。ぜひそんなふうにしてもらえないかというふうなお話をいただいていますので、もし3事業所があるのなら。私も調べたところ、1店は少ししかやっていないようなのですけれども、区域を分けてとか、もう少し止まるところを多くしてとか、そうしていかないと、2045年には高齢化率が54%になると。これは、総務省の調べで推計が出ています。ということは、2人に1人以上ということです。だから、利便性を上げるにはそのところをどうするかと。特にそこでは見守りももう少し徹底が図れるのではないかと、このことについて。

あと、同じ町内に住んでいても、地域により大分便利さ、不便さや、地域コミュニティの格差があると思います。暮らしやすい社会をつくるというのが行政の使命です。以前も言いましたが、この実態調査、やはり必要ではないのですか。例えば、これまた言いますが、私の住んでいる上宿というところ、29世帯あります。15世帯は高齢者のみです。50%以上です。長瀬上区においても十数軒あるところで8軒だけ。8軒に高齢者のみ世帯があるという現状があると。今後それが増えるので、町のほうでこれを確認することは必要ではないかということ。

あと、高齢者の移動手段確保ということについて、公共交通機関の実証実験をやったと。これはさておいて、商工会のお助けと、シルバー人材センターに移動手段を委託していると、委託というのですか。そうすると、公共交通機関整備はもうやらないのですね、ということ。

それから、出生率を上げるというふうなことについて。先ほど合計特殊出生率が1.09という、これは令和4年ですか、ちょっと分からないのですが、私の調べたところ、これ資料が古いのですが、2017年から2021年、出生率が3.2、埼玉県が6.7、合計特殊出生率、当町0.87、県1.19。いずれにしても県を大きく下回っています。こうなってくると、今年度予算で子育て支援の予算を大分取ったりしましたけれども、子育てしやすい町なのかということが疑問視されます。このことについて、有効な改善策はなかなかないと町長も言われましたが、もっと町民を巻き込んで、話し合い等をしていくべきではないかと。

移住定住のことについては、先ほど転入者の数値を述べていただきましたが、では転出者、転入者、このデータというのは町として持っているのかどうか。転出入の比較増減の差です。数値を持っているのか、どうか。これがなければ施策の対応ができないのではないかなと。あとは、このことで、移住者に優しいまちということもPRも必要ではないのかなと思います。このことについてPRが多分あんまりできていないのではないかなということはありません。

もう一点、誰にでも優しいまちづくりと言っても、住民、町民には抽象的で分かりにくいと思います。役場を訪れる方に障害者や高齢者を優先した駐車スペースの再配置が必要ではないか。これにより、例えばシルバースペースとか、障害者スペースというのは、およそ3.5メートル必要であると言われていています。シルバーについては、2.5メートル必要であると言われていています。これは分かりません。申し訳ないのですけれども、町長、教育長ですか、役場前に車を置いてあります。置いてある必要があるのかなと。できれば、下も消えてしまったので、最小限あそこのスペースは、障害者専用スペースに区域分けしたらどうかと。ほかの町村は分かりません。お店なんか行くと、今出入りしやすいところにはほとんど障害者ス

ペースを設けている。これが当たり前だと。あと店舗によっては、シルバースペースも設けています。この狭い駐車場ですが、そんなふうな計画。ラインの引き直し、予算もかかると思います。特にノーマライゼーションという言葉が古くからありますけれども、こんな機運を町民全体に高めましょうよということで質問します。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

移動販売車のお話をいただきました。これにつきましては、ウエルシアさんで始まりましたうえたん号、これが1番の、今現在はメインになっております。そのほか寄居町から野菜を売りに来ていただきますとか、ご近所のお店が出向くとかというようなお店もございます。うえたん号につきましては決められた場所に来ていただいて、お買物をしていただく。これは皆さんがそこに集まるということ、これにも意義がございます。各地域にそうした場所を設置させていただいたという経緯もございます。そしてまた、とくし丸もそうですか、個人的におうちに回っていただくというようなことでやっていただいております。町のほうでも担当がしっかりそのところを把握しておるわけでございます。今荷物を持って歩くのが大変だというお話をいただきましたけれども、これをどうするかということに対しまして、またこれからの検討材料になるかなと思っております。

それから、高齢化率でございますけれども、2045年には50%以上ということで、本当に待ったなしで高齢化が進んでおるわけでございます。そうした中で、今現在、先ほども最初の質問で回答させていただきましたけれども、実態調査をさせていただいておるところでございます。これにつきまして、また後日広報等で周知をさせていただければと思っております。

それから、移動手段でございますけれども、これにつきまして実証実験を行ったわけでございますけれども、なかなか効果がなかったということで、利用者が少なかったものですから、導入は見送らせていただいております。

それから、公共交通の導入につきまして、高齢化や運転免許証の返納状況などを踏まえながら、またこれからも検討させていただきたいと思っております。今現在、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、シルバー人材センターや商工会にお願いしている状況でございます。これにつきましてもいろいろな課題も出てきておりますので、これからまただんだんと定期的に検討させていただきたいと思っております。

令和3年度から令和8年度ということで、長瀬町地域公共交通計画というのが出ておりますので、この更新に合わせて検討してまいりたいと思っておりますので、また要望の高まりや状況を見ながら、臨機応変に検討してまいります。

それから、生活支援コーディネーターによる買物支援調査、これにつきましても今調査をしておりますので、分析が終わりましたところで、また公表させていただきたいと思っております。

また、転入転出の際に理由を聞いて分析をしているのかというようなお話ですか、これにつきましても、これは私ではなくて、これからどうしていくかにつきまして担当のほうからしていただきたいと思っております。

それから、一番のメインと申しますか、町長、教育長が一番いい場所に駐車しているというところが、村田議員にしてみますと納得がいかないということだと思っておりますけれども、障害者など歩行が困難な方の

ための駐車区画につきましては、利用者の範囲を定めて利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度である埼玉県思いやり駐車場制度、要するにパーキング・パーミット制度が令和5年11月1日から開始されますので、優しいまちづくりの見える化をするためにも町としても参加を検討しておるところでございます。

また、なぜ私たち町長、教育長の駐車位置が現在のところにあるのかということにつきましては、玄関からの位置やATM等の場所を勘案した上で駐車位置を決めていただき、ここに駐車するようにということとで私たちも駐車をさせていただいておるところでございます。

何か抜けておりましたでしょうか。

〔「次で、また」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） また再質問でお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） いいです。数値は後で聞きます。

では、最後の質問の町長、教育長があそこに置くのは気に入らないということでは全然ありません。そう見られると、私は甚だ不愉快です。そうではなくて、そうであったのだけれども、今確かにあの駐車スペース、消えてしまっているのです。カラーコーンあるのですけれども、あれは妊婦さんとか絵が描いてあるのですが、ではこれからいきます。4月にある障害を持たれている方が役場を訪れたとき、障害者スペースに納車トラックが止まっていた、使えなかったと。こんなことがあっていいのですか。これは、役場のほうとして指導不足ではないですか。その人は大変不便をしたそうです。庁舎内にも車椅子が用意されていますが、活用についての啓蒙、また月どのぐらいの活用があるのか。ほとんど車椅子の人が自分で持ってきたりとか、そういうことだと思うのですけれども、今は高齢者のアクセルとブレーキの踏み違いとか、こういうのもあります。シルバーがもう5割以上なので、一番前列辺りは一応シルバーマークを基本的にすると。下を塗ってしまうと。それ以外の方については、ほかのところにはまずは止めてもらうと。置き切れない場合は仕方ないと。前も言いましたが、公民館の駐車を夜に見てもらえば分かるのです。私も週1回、バドミントンをやりに行っています。相変わらず植木に向かってけつを向けています。これは、町民の意識というものが醸成されていないのです。ですから、この役場の駐車場が一番見える化が見えるところなので、長瀬町はこういう優しいまちづくりをしていますよということを示したらどうかということでこの質問をしたわけです。

4番については、そのほかにもちょっとありますので。まず、空き家が増えてくると、住みにくくなるというのは当然です。地域によって偏りはあると思いますが、そろそろ区にでも投げかけて、コロナも5類になったというふうなことで、ただ区長会議をやるだけではなくて、その区で話合い、うちの区はこんなことがどうも不便なのではないかとか、なかなかモリモリ体操も参加できないのだけれども、どうしてだろうとか、ラジオ体操がぐるぐる回っているけれども、やっている人は見かけないとか、もう少し違う方法があるのではないかと、そういう住民の生の声を吸い上げる。先ほどアンケートを取っていただいたということも、これもアンケートも一つですが、そういうことも必要ではないかと。

あと、公共交通機関の実証実験については、あまり利用者が多くなかったと。商工会のお助け、シルバー人材センターへの助成、これもし見込みがないとすれば、難しいのですけれども、社協に頼むのが一番なのですが、社協もそこまでできないと思うので、この増額によって公共交通機関の代わりをすると、役目を、そんな工夫をしていかないと。十何%の移動手段に困っているというのが先ほど町長のほうから、

ちょっとメモしたので、時間かかるので、10%を超えていたと思いますので。買物に行くのに10%程度でしたら、20年後でも4,000人を切らないだろうと。その10%というと400人が商工会に電話すれば、送迎してもらおうと。その助成をもっと手厚くすれば、何とかなるのではないかと。早くそれを始めないと、できないのではないかとということについてもう少ししゃべりたいこともあるのですが。

あと1点だけ、では。優しいまちづくりで、今食料危機というのが世界中で問題になって、日本でも物価高騰していると。外国から入ってくる飼料が高くなるというふうなこともあります。では、長瀬町はどうするのだと。私も学校で、社会で三ちゃん農業なんていうのを30年以上前に教えました。三ちゃん農業、今は三ちゃん農業もないですから、若手に早く農に携わるということ啓蒙していくと。これは産業観光課も大変なことだと思いますが、そうでなければ、農地は荒廃し、食の大切さというのが子供たちにも伝わらないのではないかと。ちょっと広範囲にわたりましたが、できる範囲で答弁をお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 先ほどは失礼いたしました。村田議員のご質問でございませけれども、障害者に対して大変失礼があったということでございます。職員のほうでも気がつかなかったのだと思いますけれども、これからはしっかりと目を光らせながら、そういうことがないようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、空き家につきまして、これからまた1番議員からも出てまいりますけれども、大分空き家が増えてきております。このところ、とみに増えているなという思いがしているのですが、長瀬町の場合には空き家バンクになかなか登録していただけないということがございます。多分空き家バンクのインターネットを見ていらっしゃると思いますけれども、今現在長瀬町は空き家バンクはゼロになっております。それから、また特定空家につきまして、毎年2月に調査をさせていただき、現地調査をさせていただいているのですが、今年も特定空家を調査に行きましたところ、その後1件すぐに更地にしていただいたところがございます。昨年も2件更地にしていただきました。だんだんと皆さんにもそうした周知ができてきているかなと思いますけれども、空き家につきまして、まだ利用可能であるものであれば、ぜひ皆様方から貸していただきたい、また売っていただきたいと思うのですが、なかなかこれにつきましては、持ち主がいらっしゃるわけですから、そのご意向もございまして、うまくマッチングができていないというのが実情でございます。

それから、また元気モリモリ体操についてのお話、保育士さんが本当にしっかりやっただいておる中で、なかなか決まった方たちしか出てきていただけないというような状況の中で、しっかりと新しい方たちにも出てきていただくようにということで工夫を凝らしていただいておりますので、これからまたしっかりとそうした啓蒙もさせていただきたいと思っております。

あと、ラジオ体操につきましてですけれども、実はこれにつきましては期間限定であったわけでございますけれども、町民のほうから、あれが流れてくると、しっかりしたラジオ体操ではなくても、自然に手が動いたり、足が動いたりするよというお話の中で、一年中流してほしいというお話がこちらから聞こえてまいりましたので、今現在も流させていただいております。

また、買物支援でございませけれども、そうした状況の中で、今回うえたん号を走らせていただいているということで、こうしたものが皆様方に利用されてきますれば、これが一番よい方法かなと思っております。長瀬町も先ほども交通の実証実験でなかなかうまくいかなかったというようなことで、そちらはちょっと方向転換をという話をさせていただきましたけれども、幸いなことに秩父線が4駅あるわけござ

いまして、全国でもこれは1位、2位だそうでございます。この面積の中、人口の中で4駅あるというのは、ですので、こうしたものも利用していただくと、また買物にもつなげていただけるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、食料危機に現在もう直面しているわけでございます、その中で農業につきまして、昨年度は40代、50代の方もですか、新しい方たちも少しずつではございますけれども、増えてきております。またその中で長瀬、大木小路区ですね、農地を町のほうにいただいたということで、これにつきましても4,000平米だったかな、市民農園としてこれから設置をさせていただきますので、ぜひ、家庭菜園程度になるかもしれないけれども、こうして自分たちで自分の食料は自分で確保できるような体制を整えていければいいかなと思っております。なかなか市場に出すということは難しいかもしれませんが、小さな町でございますので、不耕作地を減らすという意味からも、そうした形が取れるといいかなと思っております。

これからいろいろと本当に難しい時代になってきているわけでございますので、皆様方とお知恵を出し合いながら、そうした対策に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、次の問題に移りますが、一言だけ申し上げさせていただきます。先ほど長瀬町民が中央公民館等で大分という話をしましたよね。それについて町長の答弁なかったもので、これだけ言いたいと思うのです。全ての人がお互いの人権と尊厳を大切に生きていけるインクルーシブ社会、共生社会を町の先導でつくり上げていくということが基本ではないのかと。言葉としてはあんまりインクルーシブ社会なんて聞いたことないのですけれども。町民がそのつもりになんなければ、幾ら駐車場に線を引いたって駄目なわけですから、ぜひ長瀬町民はよそに行ってもそういう思いやりを生かせるようにここも工夫していただきたいということで質問をさせていただきました。

次に行きます。ユニバーサルツーリズムについて、産業観光課長。昨今観光はユニバーサルツーリズムが叫ばれ、全ての人が楽しめ、気兼ねなく参加できる旅行が提唱されています。当町は2020年観光庁より、バリアフリー旅行サポート体制の強化に係る実証事業の対象として、全国5団体の一つとして選定されましたが、次の点について、伺います。

1番、どのようなバリアフリー事業が対象となり、その事業効果はどのような点に現れているのか。

2、この事業を今後どのようにユニバーサルツーリズムにつなげていくのか、簡単にお答えいただきたいと思えます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のユニバーサルツーリズムについてのご質問にお答えいたします。

このバリアフリー旅行サポート体制の強化に係る実証実験は、観光庁が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が1年延期されたことを踏まえ、外国人、障害者、高齢者等の旅行の便宜向上を図るため、特に地域におけるサポート体制を強化することを目的に、運営団体を募集し、長瀬町観光協会が応募し、採択された事業でございます。

1つ目の、どのようなバリアフリー事業が対象となり、その事業効果はどのような点に現れているのかについてのご質問でございますが、今回採択された事業は地域におけるバリアフリー旅行を促進するための情報収集と、職員のバリアフリー旅行に対する研修の実証及び知識の習得を目的に実施されたものでご

ざいます。具体的な実施内容につきましては、大きく3つに区分されます。まず、1つ目が外国人、障害者の受入れに向けた人材育成でございまして、ここでは外国人、障害者の受入れに向けた研修会の開催や、英会話のできる職員による宿泊施設の調査をはじめ、パンフレットやホームページの内容を英語に翻訳する作業を行いました。2つ目が地域の宿泊施設を活用したバリアフリーサポート体制の強化でございまして、ここでは、各宿泊施設のバリアフリーに関する詳細な情報をホームページやパンフレットに掲載できるよう町内外の宿泊施設のうち6施設を対象に、英会話のできる職員の宿泊施設の設備状況等についての調査を行いました。3つ目が多言語による宿泊施設等のバリアフリー情報発信のためのツール作成でございまして、ここでは、宿泊施設等の調査結果を基に、日本語に不慣れな訪日外国人観光客に対し、バリアフリー情報を発信するツールとして英語版のパンフレットの作成とホームページの改修を行いました。この事業の効果といたしましては、研修会や翻訳作業を通じて職員の外国人観光客への対応の強化と、多言語に対応した情報発信ツールを作成したことにより、言語によるバリアフリー化を図ることができました。また、宿泊施設の調査を通じて、観光協会の職員と宿泊施設との間でコミュニケーションが醸成され、バリアフリーサポート体制の強化が図れました。

2つ目の質問の、この事業を今後どのようにユニバーサルツーリズムにつなげていくかについてでございまして、ユニバーサルツーリズムは、その言葉の響きから、福祉的な側面のみがクローズアップされ、取組にはハード面の整備に非常にコストがかかると思われがちです。もちろんユニバーサルツーリズムを推進する上でハード面の整備を欠かすことはできませんが、最も重要なことは、その地域内や施設内において、障害となるバリアがどこにあるのかを確認し、不安を抱える当事者に客観的なバリアフリー情報を随時提供できる体制を構築することであり、当事者にとりましては、ハード面のバリアフリー化を進めること以上に重要であると認識しております。当町では既に長瀬町観光協会が観光情報館内にバリアフリー旅行相談窓口を設置し、この事業で習得した知識とノウハウをフルに活用しながら、観光施設や宿泊施設等のバリアフリー情報を広く周知するとともに、電話や窓口においても客観的な調査データに基づく観光案内を実施するなど、バリアフリー旅行のための地域におけるサポート体制の強化に努めていただいております。町といたしましても新型コロナウイルスの規制緩和により、今後増加が見込まれております外国人観光客や高齢のハイカーなどに対応するため、観光事業者を対象としたインバウンド研修会の開催や、スマートフォンで手軽に閲覧できる多言語に対応し、町歩きに特化した観光QRガイドマップの作成も予定しております。今後も引き続き観光協会や観光事業者の皆様と連携を図りながら、地域が一体となってユニバーサルツーリズムに取り組んでいくことが観光客の増加と地域の活性化に結びつくものと考えております。

以上でございまして。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今ユニバーサルツーリズムというのが観光で重要なことだと言われております。日本の人口の3分の1はこれに該当するのです、今現在で。これが増えるということは、一般の観光客も増えるということです。それに対して、まず我々長瀬町民がユニバーサルツーリズムといったとき、何だそれかと、観光業者の方がそれって何ということがあっては当然進まないわけです。そのことをあの観光協会にそんな力があるのかどうか、それは語弊があるかもしれませんが、ちょっと危惧がされます。そこをしっかりと町のほうで指導していただきたいということ。

それから、バリアがどこにあるかとか、課長の話にもありましたが、例えば長瀬といえば岩畳、岩畳に

やっぱり高齢者で行きにくい人もいます。この間も行ってみたら、手すりにつかまって歩き出したのですが、無理だということで引き返してきました。私が向こうにもあると、消防道路というのがあるのですが、もと云ったらちょっと怖いので行きませんと言われました。なので、そういうバリア、例えば宝登山神社も下から眺められるけれども、玉泉寺のほうから回る道もあって、障害者の通る道とか書いてあります。でも、あれもかなりバリアになる。蓬莱島公園にしても駐車場のほうから見ることはできても、蓬莱島、いいところだね、あそこでお弁当食べたいなど言っても障害のある方とか、かなり足が不自由だという場合にはやはりバリアになります。そんなふうなバリアを今後改善していくとか、非常に予算もかかることだから、産業観光課としても、そこをどういうところがあるのだろうと、どんな方法があるのだろうと、ぜひ観光協会と相談しながら住民を巻き込んで、住民へのユニバーサルツーリズムの啓蒙もお願いとか、やったらいいのではないかということについて簡単に答弁をお願いします、簡単に。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

ユニバーサルツーリズムがあまり周知されていないのかということでございませけれども、これは日本全国まだあまり知られておりません。といいますのも、この事業はかなり前から、もう10年以上前から、東京オリンピックを目指して取り組んできた事業だと思うのです。それが東京オリンピックの開催直前にコロナという大きな問題が発生しまして、この事業もコロナウイルスが蔓延を始めた年にこの認定を受けて行った事業でございます。そのときにこういったバリアフリーパンフレット、こういうのを作りました、先ほど議員がおっしゃられた岩畳ですとか、宝登山神社、それから宝登山の山頂、そういったところに車椅子で行く場合にどのくらいの距離を車椅子で移動して、あと斜度がどのくらいあるか、そこまでここに記載をされております。ただ先ほど言ったように、コロナの影響でほとんど観光客の動きがなかったものですから、あまりまだ活用はされてございません。これからこれが活用されて、それから先ほど言った観光案内所の中に相談窓口を設置しておりますので、そこでどのような問題が寄せられるか、それらをよく見極めて、先ほどおっしゃられたような場所の整備が必要なのかどうかも見極めまして実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、小学校の統合準備について教育長にお伺いします。

小学校統合は保護者、児童、地域住民など多くの町民が関心を持ち、見守っている状況であります。このことは、町名変更以来の一大関心事と言えるのではないのでしょうか。そこで、統合準備期間としてどのような措置を講じて新たな学校を目指すのか、次の点について伺います。

- 1、年間計画、年間指導計画、学校環境整備についてどのような会議を持ち、スムーズな移行を目指すのか。
- 2、合同学校行事、合同授業など、どのように配慮しているのか。
- 3、統合における学校施設環境改善交付金を事前準備から統合完了まで、どの程度活用しているのか。
- 4、児童の学びやいじめ根絶のために加配教員配置等をどのように設けているのか。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

初めに、年間計画、年間指導計画、学校環境整備について、どのような会議を持ち、スムーズな移行を

目指すかについてでございますが、教育課程、学校行事、交流授業、学校の設備・備品などに関する事項については、町内の小中学校長、学識経験者で構成される長瀬町学校統合準備委員会教育部会で協議を重ね、令和6年4月の統合に向け、各校で連携し、準備を進めていただいております。教育部会では、これまでに5回開催しており、第二小学校で使用している学校備品の活用、移動方法、遠足や校外学習などの学校行事のすり合わせ、統合前に行う交流授業、日課表の統一、それぞれの学校のよさを生かした教育課程の見直し等について協議を重ねております。教育部会での協議結果につきましては、各小学校長が職員に報告を行い、情報共有を図るとともに、教頭をはじめ、同学年の担任が連絡を取り合い、統合後の学校運営が円滑に行えるよう準備を進めているところでございます。

なお、これらの協議事項につきましては、学校統合準備委員会で承認をいただいております。

次に、合同学校行事、合同授業など、どのように配慮しているのかについてでございますが、合同行事などの交流授業については、長瀬町学校統合準備委員会教育部会での協議を基に、各学校間で話し合い、昨年度から実施しており、今年度は全校や学年ごとに実施いたします。第二小学校の児童が早く第一小学校にも慣れ、これからは第一小学校の児童となるのだという意識を持つことができるよう、また第一小学校の児童もこれから一緒に学ぶお友達であるということを認識できるよう配慮しながら交流授業を進めております。今年度に学校全体で行う交流授業は、9月に全校縦割り班遊び、校外学習事前学習、仲よし体育祭の練習を、11月に一小秋祭りを、12月に演劇鑑賞会を計画しております。また、全校実施時に合わせて、スクールバスの登下校運行シミュレーションを行うなど、児童が不安なく通学できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、統合における学校施設環境改善交付金を事前準備から統合完了まで、どの程度活用しているのかについてでございますが、学校施設環境改善交付金は現在活用しておりません。また、今後実施する事業で対象となる事業はございません。この交付金は公立の小中学校を適正な規模にするため、統合した学校に必要となる改修費用を補助するものでありますが、対象となる工事は7,000万円以上となる大規模な改修でなければならないなどの条件がございます。

なお、統合により必要となる各教室のプロジェクターや学習機の天板交換等につきましては、統合を見据えた形で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、環境整備を実施しております。

次に、児童の学びやいじめ根絶のために、加配教員配置等をどのように設けているのかについてでございますが、今年度より第二小学校に1名加配教員が配置されております。学校統合に対する支援のため、申請により学校統合支援加配として、統合前1年前から統合後5年までの間に配当できることになっております。統合前後の1年は優先的に配置されますので、加配教員には学校統合に向けた環境整備はもちろんのこと、統合後に児童が円滑に新しい環境になじめるようきめ細やかに対応するよう指示しているところでございます。統合まで残すところ10か月となりました。今後統合に向けた準備も本格的になってまいります。学校統合に当たり、学校統合準備委員会の皆様などには大変お忙しいところをご協力いただき、これまで順調に進めることができしております。引き続き学校や地域の皆さんと連携を図り、児童や保護者が不安なく小学校統合を迎えることができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） あまり時間もないようなので、例えば交流授業等について、バスの実証実験を兼ねてというふうなことも教育長言われたのですが、何か予算書を見ると、それ出ていないのです。だから、

予算に何で出ていないのだろうと私は不思議に思います。いいです。

それから、修学旅行を何で一緒にやらないのだろうと、一緒にできるのではないかと。修学旅行はもう終わったのですか。別にやったようなことを聞いています。これも事前に準備できれば、できたのではないのかなと、なぜやらなかったのかなと。

また、先ほどバスの話が出ましたけれども、スクールバスの導入については、国から統合のときは57%出るのですよね。当然こういうことも知っているのだと思うのですけれども、これからどうしていくのかと。

まず、一番重要な学校設置条例の改正または廃校条例、廃校条例については一般的に1年以上前に事例を見ると出ているのです。これは町の教育委員会ではなく町になるのかもしれませんが、これ出ていないのだけれどもどうしたのだろうと。廃校にするのですよね。特に文科省のほうで言っているのは統合か、それとも再編かということなのですが、時間がないので読みません。文科省の文書でいくと、これは再編ではなくて統合です。統合ということは、これは吸収統合です。以前吸収合併ではないという答弁を現教育長ではありませんけれども、答えをいただきましたけれども、どう見ても文科省の文言から見ると、再編ではなくて吸収統合と。言葉のことを言ってもしょうがありませんので。

あと、いっぱいあるので。今大きな統合準備委員会というのが開催されていると、多分5回開催されたと。4回目まではネット上に出ていますね、会議の議事録も出ています。これがまた不親切で読みづらいのです。議事録とか資料とかいっぱい分かれていますのですが、これ1つずつこうやって見ていかないと見れない状況。私は一応全部に目通しましたが、相当、数十時間かかる、これだけ見るだけでも。これ、読む人いるのですか。確かに公開はしているけれども、分科会が報告だけであって、例えば準備委員会を見ると、1回の会議が短いのは27分で終わっているのです、33分とか。これは分科会ごとの発表ですよ。40分ぐらいとか。そうすると、発表だけでその分科会の話し合った内容が、私が見たので出ていないのですが、もうそこまで見るのが嫌になったのか分かりませんが、分科会の議事録がないと。

あと、長瀬町の教育振興計画というのは、総合振興計画の中の教育部門だと言われていますが、どうも学校統合について全然触れていないということがまずあると。それから、一番重要なことを2つ聞きたいのですけれども、これは教育長ではないかもしれませんが。長瀬町総合教育会議というのが毎年行われていると思います。これ議事録見たのですが、平成30年と令和3年が出ていました。これについては2つしか私はネット上で見れなかったのです。平成30年11月22日13時30分から15時、令和3年11月25日13時23分から14時7分。この中で統合について触れていないのです。長瀬町総合教育会議。

それから、もう1点、学校運営協議会というのがあります。学校運営協議会というのは、コミュニティスクールということですね。これは長瀬教育で町中にかな、配られましたね。この学校運営協議会というのは学校に対してまたは教育委員会に対して強い権限を持っているわけです。これも多分年4回ぐらいですか、3回かな、4回開いていますね。これは議事録は載っています。この中でも学校統合についてあまり触れていないと。学校運営協議会というのは承認できるということですね。例えば学校経営計画とか教育課程編成とか教員の任免とか、そういうところまで学校運営協議会が承認できると。情報提供もしなければならぬというふうなことも地域住民に対してうたわれておるわけですね。

○議長（岩田 務君） 村田君、申し上げます。

発言時間の制限を超えていますので、簡潔に願います。

○5番（村田徹也君） はい。だから、要するに学校運営協議会でどのようにこの話合いをしているのかと

いうことが一番聞きたいところです。

以上です。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

まず、第1点目に修学旅行を一緒にやらなかった。既に両校とも修学旅行のほうは実施いたしました。1年以上前から計画を立てております。それと同時に二小の児童にとりましては、こちらは二小の児童の校長先生のご意見をももちろん聞かせていただいておりますが、この最後の機会に二小の子供たちで行ってまいりたいというご意見を伺っておりますので、それは承認いたしました。それで、それぞれの学校で行くことになりました。幾つかの行事につきましては、合同でやる行事等もこれからございますので、進めていきたいと存じます。

スクールバスの導入につきましては、今回の補正予算のほうで組ませていただいております、今早急に進めているところでございますので、いましばらくお待ちいただければと存じます。

学校設置条例の改正につきましては、現在準備を進めておるところでございますので、安心していただければと思います。間に合うように必ずいたしますので、よろしくお願いいたします。

それから、統合に関するいろんな問題が見にくいと。確かにホームページ等では一つ一つを追っていくと、見にくさが多少あるのかなと私も思います。私自身はやはり議会資料等もございますので、ポイントだけをつかめば大丈夫ですが、初めて見る方にとっては見にくいということはやむを得ないのかなというふうには考えております。そのために回覧等でコンパクトにまとめたものを、なるべく町民の皆様にお知らせできるようにということは考えておりますので。また、今後教育委員会でも統合に関することについて大まかなところが決まったところで、紙ベースで町民毎戸に配布できるか、または回覧にするかというような方向で現在考えているところでございます。

続いて、総合教育会議についてでございますが、令和4年度にも総合教育会議は実施しております。そちらのホームページに載っていなかったことについては大変不備がありました。すぐにこちらのほうとしても対応してまいりたいと思います。うちのほうで主催している会ではないので、願いをしてまいります。

また、学校運営協議会を本町では持っております。こちらのほうは各学校の経営についての承認がやはり一番大きな問題でございますので、そちらの承認については、各学校の校長から説明をさせていただいております。同時に統合につきましても大変重要な問題でありますので、お話をさせていただきながら、統合準備委員会があるということで報告、そしてその中でご意見があった場合には吸い上げていくという形で現在進めております。ご意見があった場合には必ず教育委員会当局にも持ち帰り、お話を聞き、改善できるところは直ちに改善できるようにしてまいりたいと存じます。

何か答弁漏れがありましたら、お願いいたします。以上でございます。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の訂正

○議長（岩田 務君） 先ほどの村田議員の質問について、教育長より答弁がありますので、お願いします。
教育長。

○教育長（井深道子君） 先ほどの村田議員の答弁で、答弁漏れと訂正がございましたので、お答えさせていただきます。

学校設置条例の改正につきましては、昨年6月の議会で可決をいただいております。現在準備を進めておりますのは学校教育法施行令第25条、市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出についてで、こちらのほうは今現在着々と進めておるところでございます。おわびして訂正いたします。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 次に、1番、鈴木日出男君の質問を許します。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。皆さん、こんにちは。私は、新人で初の定例議会ということになりますので、よろしく願いいたします。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず、1の長瀬町の移住促進に向けた取組について、町長へお伺いしたいと思います。私は、昨年町内をくまなく回り、驚いたのは結構な数の空き家を確認したことでございます。所有者との関係もありまして、空き家の貸し借りや提供など、大変難しい問題もあるかと思いますが、町でも熱心に移住促進に向けた取組を実施していると思われまます。コロナ禍の前、またコロナ禍3年間の成果と状況について、また今後新たな対策があるかについてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

町で把握しております空き家の件数は、令和5年2月時点で152件と、議員がおっしゃるとおり、当町の空き家件数は多い状況です。そのため、町ではちちぶ空き家バンクを通じて空き家を活用した移住促進に向けた取組を行っています。コロナ禍前の3年間で8件、コロナ禍の3年間で6件の取引がありました。町としましては、空き家バンクへの登録促進のため、固定資産税の納税通知書に空き家バンクのチラシを同封するなどの取組を行っています。また、新たな対策といたしまして、移住施策の一つである住宅取得奨励補助金をリニューアルし、空き家を活用した移住を促進するため、これまで新築住宅と中古住宅で差があった補助額を同額としました。今後につきましては、空き家が多いことに着目しまして、移住促進だけでなく、2拠点生活を推進することによる関係人口の創出についても検討してまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番(鈴木日出男君) 町長、いろいろ答弁いただきました。状況などにつきましてはよく分かりました。再質問ですが、長瀬は全域が県立長瀬玉淀自然公園に指定されて、大変自然豊かであり、年間300万人の観光客も訪れるほどの県内有数の観光地でございます。山あり川あり、また都心にもさほど遠くはないということで、移住には最適な地域であるかなと私も思っております。しかし、財政的に大変厳しい状況でございます。移住促進事業も本来ならば専属の職員の配置が私は望ましいと思っております。今は、企画財政課の職員が他の業務を行いながら対応していると聞いております。移住促進も予算をかければ効果が出るというものではありません。また、予算に余裕がない中で施策を施す必要があると私は思っております。そのような中で、生の長瀬町の職員の声を聞いて、担当者の対応のよさが決め手で長瀬町に移住されたという話を私も聞き、大変うれしく思っているところでございます。役場職員のおもてなしの心で対応してきた成果が出ているのかなと感じているところでございます。

そこで、私は移住促進センターなるものを長瀬駅前、長瀬観光情報館内、いわゆる観光協会のスペースに、スペースが取れるようであれば、1名の専属の職員を配置して、窓口を設置したらどうかと思います。町長のお考えをお聞きしますが、長瀬駅を利用して、長瀬を散策する人、多くの観光客の方々の目につく場所に空き家状況等の情報提供を行う施設としまして大変魅力的ではないかなと思います。少しでも人口増につながれば、いい施策かなと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長(岩田 務君) 町長。

○町長(大澤タキ江君) それでは、鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

移住センターなるものを長瀬駅前というお話でございますけれども、秩父市は秩父地場産センター内に、そして小川町は小川駅前観光案内所内に移住相談センターを設置しておると伺っております。そういった先例を参考にいたしまして、今後は場所や運営方法等も含めて検討してまいりたいと思っております。ただ、令和2年と3年に長瀬駅前で行われましたイベントに移住ブースを設けましたけれども、来客は数人であったということで、先ほども議員おっしゃってございましたけれども、職員のアピールで長瀬に移住されたというお話ございました。実は昨日も官民合同訓練、今朝ほどの挨拶でお話しさせていただきましたけれども、そのときにご承知のとおり、保津川で大変な事故が起きたということで、国交省から2名見学に来ていただいたわけでございますけれども、その中でお二人が長瀬は何としてもすばらしいところだと感嘆しきりでございます。ですので、その中でもおうちをこっちに移すということもできないでしょうけれども、2拠点居住ということで、平日はそちらでお住まいいただいて、お休みの日には長瀬に来ていただくというような方法で、これからは2拠点生活を推進していきたいと思っております。ですので、このお話もさせていただきます。こういうこともこれからしっかりアピールさせていただきますながら、関係人口創出に向けていきたいと思っております。

以上です。

○議長(岩田 務君) 1番、鈴木日出男君。

○1番(鈴木日出男君) 町長、ありがとうございます。なかなか難しいとは思いますが、今後ぜひ検討をお願いしたいと思います。私は、長瀬大好き人間の方々が県内外には本当に多くいると思います。ぜひ空き家対策、または移住の促進については今全国的にも重要な問題点となっております。当町においても全力で対応していただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくをお願いしたいと思います。

続いて、質問させていただきます。2つ目の、副町長就任に伴う長瀬への思いについて、副町長にお聞きいたします。4月1日付で長瀬町副町長に就任し、誠におめでとうございました。飯塚副町長は小鹿野

町在住で、埼玉県幹部職員としてご尽力され、同じ秩父地域の長瀨町へ就任をされました。はや2か月半経過しようとしているところでございます。副町長という立場で県内有数の観光地長瀨を大澤町長と共に、側近として今後どのような町政を運営していきたいか、また長瀨の魅力をさらに伸ばし、メジャーな長瀨となるにはどのような策の考えがあるか、お伺いをいたします。

○議長（岩田 務君） 副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

まず、今後どのような町政を運営していきたいかについてです。私自身この秩父地域で生まれ、秩父地域で育った者であり、この地域を愛してやまないところでございます。副町長就任後は、これまで以上に長瀨町をよく知り、長瀨町を愛するとともに、長瀨町のポテンシャルを生かして、政策及び企画をつかさどり、職員を指揮監督しながら、長瀨町の振興発展に尽力してまいり所存でございます。そして、町民から信頼される町政となるよう町長の町政運営を全力で支えてまいります。

次に、長瀨の魅力をさらに伸ばし、メジャーな長瀨となるにはどのような策を考えているのかについてです。長瀨町は大きなポテンシャルを持っています。広く知られておりますように、今や長瀨は全国ブランドでございます。また、全域が自然公園地域に指定されているという、素晴らしい自然環境も有しております。こうした魅力によって多くの観光客が長瀨町を訪れています。先ほど鈴木議員の再質問の中のお話にもございましたように、コロナ禍前ではありますが、令和元年の観光入り込み客数は約300万人です。そして、この数値は人口対比では県内1位でございます。観光地としての魅力向上はもとよりですが、人口減少の時代にあって、地域外の人が地域づくりの担い手となったり、2拠点居住をしたりといった関係人口創出の取組が模索をされる中、この観光入り込み客数は大きなポテンシャルと思います。

また、町内には4つの駅がありますが、単位人口当たりの駅数は県内1位、森林を除く平地の単位面積当たりの駅数も県内1位です。その鉄道は新幹線乗換駅に直結している施設でもございます。このことは鉄道のない小鹿野町で育った私には、まちづくりを考える上で大きなポテンシャルに見えます。さらに、「統計からみた埼玉縣市町村のすがた2022」によれば、30歳から39歳までの女性の就業率、これも県内1位です。様々な要因が考えられますが、子育て世代の女性の働きやすい環境、これは少子化時代に大きなポテンシャルです。こうした様々なポテンシャルを生かして、長瀨町を振興発展させていくことが、ひいては長瀨の魅力をさらに伸ばし、メジャーな長瀨となることにつながるものと考えます。具体的な策につきましては、引き続き町長の方針の下で、関係者の皆様のご意見も伺いながら職員と共に考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 副町長、前向きな答弁ありがとうございました。

答弁の中に恥ずかしながら私も知らない貴重なデータがありまして、大変驚いたところでございます。このようなデータ、町民の方々にもぜひ知っていただきたいなど、そのようなことを今私も思ったところでございます。私は副町長とは同学年で、高校時代からの知り合いであります。このたび縁あって長瀨町のほうへ就任されましたので、町長の片腕としまして、ぜひ頑張りたいと思います、私は期待しております。この町を執行部と議会が共に団結して、さらなる元気な町にしていければなとも私もおもっております。一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

最後、3つ目の質問に移らせていただきます。長瀨の観光振興について、産業観光課長にお聞きしたい

と思います。天下の勝地、長瀬は県内でも有数の観光地であります。秩父地域の観光は長瀬町と秩父市がどうしても引っ張っていかねばならないと私は感じているところですが、1市4町の観光振興のために秩父地域おもてなし観光公社がごさいます。しかし、秩父地域おもてなし観光公社は様々な業務を抱え、なかなか業務内容が見えないのが現状でございます。私は、従来のように1市4町の各観光担当課、また観光協会が連携を強化して、いろいろと話し合いを持ちながら、秩父地域おもてなし観光公社へ逆に町から提案していく必要があるかなと、今このような時期かなと考えておりますが、このことについてどう考えるか、観光課長、お願いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、鈴木議員の長瀬の観光振興についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘の秩父地域おもてなし観光公社は、ちちぶ定住自立圏構想事業の一つであり、秩父地域における観光事業を推進し、観光客の誘客を図り、地域文化の向上及び地域産業の発展に寄与することを目的に各種事業に取り組んでいただいております。具体的には、秩父地域の自然を生かした民泊や1市4町と連携しながらDMOを組織し、観光客を誘致するための各種イベントや分析調査などを実施したり、秩父地域のリーダーとして、アフターコロナを見据えたインバウンド対策にも積極的に取り組んでいただいております。このように秩父地域全体の観光振興を目的として、広域的に様々な事業に取り組んでいただいているため、短期的に見ますと、当町にとっての恩恵は少ないと感じておりますが、観光振興は当町だけでなく、秩父地域全体を通して広域的に取り組むことが重要であり、恩恵は少しずつではありますが、確実に波及しているものと考えております。今後は新型コロナウイルス感染症による制限も大幅に軽減されたので、従来のように1市4町の観光担当と連携を強化するとともに、各観光関連団体とも連携を密にし、秩父地域全体の観光発展に資するための様々な意見や要望を出し合う中で、秩父地域おもてなし観光公社に対しても職員の配置や事業の進め方等について、より効果的かつ効率的な組織運営がなされるよう提言をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） ありがとうございます。

では、再質問したいと思います。秩父地域への入り込み観光客数、西武鉄道、秩父鉄道の協力もありますが、コロナ禍前は秩父地域で約1,000万人、秩父市へは約500万人、先ほど副町長も申し上げました長瀬町は約300万人、その他の3町については約200万人ということで、今年につきましては徐々ではあります。観光客も戻りつつある、外国人観光客も結構来ているかなと思われま。5月7日に秩父市の羊山公園の芝桜まつり、無事終了しました。今年は約24万人の方にお越しいただいたところでございます。それで、秩父に来る、芝桜の丘のほうですが、来る観光客にお聞きしますと、これから芝桜を見てから長瀬へ行きたい、長瀬で岩畳に行き、船に乗りたい、そしてロープウエーに乗り、宝登山に行きたいという方々が約60%以上おりました。本当に長瀬はすごいのです。しかしながら、羊山の芝桜の丘の観光案内所に長瀬の観光パンフレット、残念ながら毎年ございません。長瀬の観光パンフレットがあるのは秩父鉄道さんが作成をしましたライン下り、またSL、そして新しくできた長瀬トリックアートのみでございまして、町と観光協会が作成をしました長瀬観光ガイドマップ、一枚もございませでした。大変残念なことでありますので、急遽私は取り寄せまして、会場へ持参してPRをしてきたというのが今年の現状でござい

ます。羊山の芝桜の丘には多くの観光客が集まるというのは重々承知だと思っております。そこに長瀬のパンフレットを置くのは最大の誘客の武器になるのではないかと誰もがそう思うことだと私は思っております。秩父に來れば、観光客の方々は長瀬に行きたいと。ですから、もっと長瀬をアピールしていかなければならない、そして秩父地域がもっと観光連携を強化して、観光客の誘致に力を入れていかなければならないと思っておりますが、課長のお考えをお聞きいたします。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、鈴木議員の再質問についてお答えいたします。

ご質問の観光連携につきましては、花園インターチェンジ拠点整備プロジェクトの観光連携に関する協定に基づき秩父管内の1市4町に深谷市、寄居町、東秩父を加えた8つの自治体で広域観光連携を締結しており、アウトレットにて実施するイベントや各自自治体が有する観光資源を活用し、持続的かつ広域的な地域活性化の実現に向け連携の強化を図っているところでございます。今後も連携を図りつつ、羊山の芝桜会場だけでなく、近隣の市町村で行われるイベント会場には、長瀬観光ガイドマップをはじめとする各種パンフレットの設置はもちろんです。可能であれば観光協会と協力してPRに出向くなど、さらなる観光客誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） ありがとうございます。

長瀬への観光客の誘致、そのためには先ほど課長が言ったように、出向いてのPRが必要かなと思われ。私も全面的に協力を惜しまずやっていきたいと思っております。そして、町民の皆様、またもちろん役場の皆さんもですが、観光地長瀬を誇りに思わなければならないと私は思っております。長瀬がぜひ秩父地域を引っ張っていくように観光連携を強化して、共に頑張っていければと私は思っております。

以上で質問を終了します。ありがとうございます。

○議長（岩田 務君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 3番、野原。質問します。

矢那瀬地区コミュニティ消防センターの新設について、総務課長にお伺いいたします。

最近矢那瀬地区コミュニティ消防センターが矢那瀬集落農業センターのわずか二、三十メートル先に設置されました。旧建物の老朽化に伴う長瀬町消防団第2分団第3部の消防詰所の移転による新設は理解できますが、なぜ今矢那瀬地区コミュニティ消防センターを新設したのか伺います。

また、矢那瀬集落農業センターと矢那瀬地区コミュニティ消防センターのすみ分けをどのように考えているのか、併せてどのような活用計画を考えているのかお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 野原議員のご質問にお答えいたします。

なぜ今矢那瀬地区コミュニティ消防センターを新設したのかとのことですが、これまでも議会で説明させていただきましたが、長瀬町消防団第2分団第3部詰所の老朽化で、特にトイレが使用不能だったこと、

また第4投票所として使用していた花卉集荷場が以前から事務を行う環境に適していなく、最近では設備に不備が生じていることや、矢那瀬地区の2つの避難所が土砂災害警戒区域内であることなどから、矢那瀬地内で介護事業所として営業していた施設の建物、土地を購入し、この建物を消防団だけが利用する詰所とするのではなく、選挙時には第4投票所として使用し、また地域の住民の方にも有効に活用してもらいたい地域コミュニティの拠点としていただきたいとの考えから、矢那瀬地区コミュニティ消防センターとして新設いたしました。

次に、矢那瀬集落農業センターと矢那瀬地区コミュニティ消防センターのすみ分けについてでございますが、それぞれの設置目的が異なります。まず、集落農業センターは、農業系の補助金を受けて建設された町の施設であり、施設利用については、矢那瀬上郷区と協定書を締結して、区の管理の下、主に集会所として活用されています。一方、コミュニティ消防センターは消防防災活動の拠点として、消防団詰所、災害時の避難所及び選挙時の投票所、また地域住民のコミュニティ活動の場として利用していただく施設になります。今後の施設の活用については、集落農業センターは畳敷きですので、これまでどおり、地区の集会やお祭りなどのときに使用していただければと思います。また、コミュニティ消防センターはカーペット敷きですので、椅子と机もありますので、地域コミュニティ活動の場として健康増進のための運動のときなどに使用していただければと思っています。いずれにいたしましても、この2つの施設は近距離にあるとはいえ、その活用方法は利用者の用途により選べると思います。特にコミュニティ消防センターは、地域の方のアイデアで有意義に活用いただければと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） それでは、再質問させていただきますが、総務課長の答弁に対して確認を含め再質問をさせていただきます。

2017年3月7日に開催された、平成29年第1回長瀬町議会定例会において、私は長瀬町地域防災計画に示されている避難所及び避難場所の安全対策についての一般質問を行いました。主な内容は、長瀬町地震・土砂災害ハザードマップの中では矢那瀬集落農業センターなど5つの避難所及び避難場所が土砂災害特別警戒区域内及び土砂災害警戒区域内や隣接地に建設されていることから、大規模被害に対する避難場所及び避難所の安心・安全な確保対策について質問をいたしました。先ほどの総務課長の答弁から私の認識では、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域にありながら、避難所及び避難場所に指定されている矢那瀬集落農業センターから土砂災害特別警戒区域などの離れた安心・安全エリアに新設された矢那瀬地区コミュニティ消防センターが避難所及び避難場所に新たに指定されたと受け取りました。私自身はもちろん、矢那瀬地区の皆さんも町の防災対策を喜んでくれると思います。

そこで、1つ目の質問です。この矢那瀬地区コミュニティ消防センターの新設についての一般質問を行うに当たって、矢那瀬地区の皆様のお声を傾聴しました。ほとんどの皆さんが高徳寺参道にあった消防団の詰所が老朽化かつ沢筋の真上にあるなどの理由により同所に新設移転したことは理解していますが、矢那瀬地区コミュニティ消防センターが避難所及び避難場所に指定されていることを理解している住民は皆無でした。恥ずかしながら私も認識不足の一人でした。矢那瀬地区の皆さんへの矢那瀬地区コミュニティ消防センターが避難所及び避難場所に新たに指定されたという広報活動や周知方法についてお伺いいたします。

2つ目の質問です。私自身も改めて矢那瀬地区コミュニティ消防センター施設をよく知るために役場職

員をお願いして、5月31日に施設の見学をさせていただきました。矢那瀬地区コミュニティ消防センターは、以前はデイサービスを主体として介護施設として利用されてきました。施設見学をして感じたことは矢那瀬地区コミュニティ消防センターが避難場所及び避難所として本当に災害時に対応できる施設として機能できるのかどうかでした。もちろん地形的には安心・安全な場所でしょうが、電気照明とトイレ、元事務所のエアコンは利用できるとの説明でした。お風呂はガスボンベが外されているため使用できません。業務用のエアコンは整備はあるが、現在は使用していないとのことでした。私の感覚で大変恐縮ですが、元事務所のエアコンや業務用エアコンについては数年間未使用であり、冷媒のガス漏れなどが懸念されるので、災害時に正しく機能するか疑問が私には残りました。直近のエアコンの稼働確認はいつ頃実施したのか、今後はどのように施設の設備管理等をしていくのかについて伺います。災害の発生は夏も冬も関係なく発生します。

以上、再質問を終わります。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、野原議員の再質問にお答えさせていただきます。

2点あったと思うのですが、まず1点目が矢那瀬地区の皆さんへ、矢那瀬地区コミュニティ消防センターが避難所及び避難場所に新たに指定されたという広報活動や周知方法についてですが、矢那瀬地区の2つの避難所の矢那瀬集落農業センター及び矢那瀬下郷区集会所は土砂災害警戒区域内に設置されています。このため大雨・土砂災害警報が発令された際には、土砂災害警戒区域外の矢那瀬地区コミュニティ消防センターを矢那瀬地区の避難所として指定いたしました。矢那瀬地区コミュニティ消防センターの設置に当たり、本年3月30日付で、矢那瀬地区町民の皆様宛てに区長さんを通して回覧文書を出させていただきました。内容は消防団詰所と地域の防災拠点施設として整備が完了したこと、また長瀬町コミュニティ消防センター管理運営規則に基づいて施設を使用した場合は利用できることのお知らせでした。今後は避難所としての認識を持っていただくため、毎戸配布により周知を図ってまいります。

次に、2点目なのですが、直近のエアコンの稼働確認はいつ頃実施したか、今後はどのように施設の設備管理等をしていくのかについてでございますが、エアコンの稼働確認ですが、家庭用のエアコンが4台、業務用エアコンが2台あります。家庭用4台につきましては、今月初めに4台とも稼働することを確認いたしました。業務用につきましては、昨年7月10日執行の参議院議員選挙時に投票所として使用しており、何の問題もなく稼働を確認しましたが、今後は8月6日執行の埼玉県知事選挙時に投票所として使用するため、7月に入りましたら稼働確認をする予定となっております。設備管理等につきましては、消防団の詰所を兼ねておりますので、ほかに2か所ありますコミュニティ消防センターと同様に、消防団部長を中心に管理をしていただきますが、総務課でも担当職員が定期的に管理を行ってまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 再々質問いたします。

1つ目の質問です。消防関連施設について伺います。当初は長瀬町消防団第2分団第3部の詰所となっています消防団詰所の備品等については、元消防団員としての知識でも問題はないように見受けられました。私が違和感を感じた点について伺います。1つ目ですが、他の消防団詰所には必ず赤色灯が詰所の外部に設置されていますが、長瀬町消防団第2分団第3部にはありません。法的を踏まえ何ら問題はないと思いますが、確認のため、なぜついていないのかお伺いいたします。

2つ目ですが、詰所は市販のガレージのようですが、消防車両の大きさに比べ、ガレージ内部の大きさが少し窮屈に私は感じましたが、消防活動の準備や使い勝手について問題はないかお伺いいたします。

また、2つ目の質問ですが、総務課長の答弁では、回覧板、矢那瀬地区消防センターの利用について周知したとのことですが、これはよかったと思います。

それと、また矢那瀬地区だけでも各戸ということで、いろいろと「広報ながとろ」で周知していただいたということで大変喜んでおります。心配であるのは、私が思いますが、町としての見解について伺います。消防詰所とコミュニティ消防センターというわけで、前のほうに鎖もあって、何でも自由に使ってくれてと言って、役場のほうへ話して、ちゃんとあれして、何も使うところはないような感じもしますが、いろいろと地元の人に説明をよろしくお伺いいたします。また、拠点として機能を十分に発揮できることを願ひまして、私の質問は終わります。

○議長（岩田 務君） 野原君、質問は赤色灯がないがという件と、ガレージが小さいが問題がないか、この2点でよろしいですか。

○3番（野原隆男君） はい。消防団詰所ということが分かるように、あれはつけてあるのではないのかなと思って。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、野原議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の赤色灯が設置されていないということですが、消防団詰所の赤色灯につきましては、設置を義務づける法律はありませんが、緊急対応する施設、消防署、警察署、緊急病院、消防団詰所等には目立つように取り付けているところが多いです。今後矢那瀬地区コミュニティ消防センターにつきましても設置に向けて検討してまいります。

続きまして、2点目の車庫についてですが、消防車両の大きさに比べてガレージ内部の大きさが窮屈ではないかのご質問ですが、町には消防車の車庫が7か所ありますが、2番目に広い車庫でございまして、広さに関しては十分ありまして、問題はありません。また、整備した車庫は車両が2台分入る大きさがありますので、消防活動に必要な装備品や消耗品などを整理しておくスペースも十分に確保されており、使い勝手についても問題はございません。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 次に、2番、板谷定美君の質問を許します。

○2番（板谷定美君） 通告に従ひまして、質問をさせていただきます。

1番、選挙ポスター掲示板の設置、撤去について、総務課長にお伺いいたします。4月9日投票の県議会議員選挙、4月23日投票の町議会議員選挙用のポスター掲示板を兼用で利用することができなかったのかをお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

ポスター掲示板を兼用することができなかったのかというご質問についてですが、兼用しなかった主な理由といたしましては、両選挙の議員定数に県議が2名、町議が9名と開きがあることから区画数、つま

り掲示板のサイズに差が生じることで起こる問題が挙げられます。また、長瀬町と同じように統一地方選のありました町にも確認したところ、兼用したところはございませんでした。長瀬町の過去の例としまして、平成31年4月に執行された県議及び町議選の際にはポスター掲示板を固定する単管パイプの兼用を行いました。県議選の掲示板を設置する際に、あらかじめ町議選の掲示板の寸法に合わせて固定用の単管パイプを組み上げたところ、サイズの小さい県議選の掲示板を設置することで、単管パイプが板の左右から大きく突出し、危険であるとの申出が事業者からありました。そのため、兼用する場合でも単管パイプの組み直しや足場のバランス調整など、追加で業務を行う必要が生じ、不測の経費が発生したという経緯がございました。また、掲示板の設置場所につきましては、町有地だけではなく個人の土地をお借りしているケースも少なくないため、たとえ数週間程度であっても、先ほど申し上げました安全面などの懸念も含めて不要な掲示板は早急に撤去すべきであると判断したものでございます。今回の選挙につきましては、安全面と費用面を考慮し、両選挙ごとに掲示板を設置、撤去することで管理運営上のリスクを避ける方針となりましたが、今後選挙を執行する上でよりよい方法がないか検討してまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 再質問させていただきます。

議員の数云々という一つのものがございました。できない方法を考えるのではなく、できる方法をまずは考えていただきたいなというふうに感じます。極端なことを言えば、町会議員の定数が一番多い、今回の議員選挙はそうかなというふうに感じております。最初に町会議員の大きいポスターを、掲示板を設置することによって最初の県会議員、町会議員のポスターを変えるだけで済むのかなという感じもいたします。今回は県会議員が2名だったのですけれども、町議会議員は16の看板だったですか。

〔「15です」と言う人あり〕

○2番（板谷定美君） 15の看板だったですか。最初に15の看板をかけてもいいような感じがするのですけれども、その辺りも検討の余地はあると思います。

また、この短期間の中に危険云々という一つの問題があるというふうにお聞きしましたけれども、実際に県会議員から町会議員の間というのは2週間ぐらいしかないわけです。その中でちょっと危険かなというのは否めないなというふうに思います。その辺りも再度検討していただいて、できれば、町の、たかが知っているかもしれないのですけれども、20万、30万円くらいの金額を少しでも減らして、財政のほうに生かしていけたらなというふうに感じましたので、この質問をさせていただきました。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、板谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど言いました県議選は今回4区画、町議選は15区画でした。その間なのですけれども、過去に掲示板が風で飛んだとか、選挙期間中に飛んだとかという、そういうこともありましたので、今回そのリスクも考えまして別々にやらせていただきました。ほかの町村なんかを聞きますと、やはり寄居町でも当初予定していた候補者より多くなって掲示板を追加したところ、やはりそういった掲示板が飛んでしまったという例が今回あったと聞いております。そういうことも含めまして、今後業者さんとも相談させていただき、よりよい方向で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 2番、板谷定美君。

○2番(板谷定美君) よろしくお願ひいたします。

次、県議会議員選挙の無投票当選の周知について再度総務課長にお伺ひいたします。町民の中には無投票により県議会議員選挙が決定したことを知らない人がおりました。掲示板には結果が掲載されていましたが、周知方法を再度検討するべきではないかお伺ひいたします。

○議長(岩田 務君) 総務課長。

○総務課長(福島賢一君) それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

令和5年4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙につきましては、3月31日の告示日の段階で立候補者が定数を超えなかったため、無投票となりました。これを受けて選挙管理委員会事務局におきましては、当日中に防災行政無線での放送、ちちぶ安心・安全メールでの配信、町ホームページへの掲載を行ったほか、役場正面玄関及び町内38か所のポスター掲示板への掲示により周知を行いました。今後無投票となった場合の周知方法につきましては、放送回数の増加や掲示板への掲示内容の工夫などを検討してまいります。

以上です。

○議長(岩田 務君) 2番、板谷定美君。

○2番(板谷定美君) よろしく検討をお願いいたします。

3番、町におけるSDGsの取組について、企画財政課長にお伺ひいたします。はつらつ長瀬プランでは、今後のまちづくりの課題への対応にはSDGsの理念を実現する社会づくりを目指す必要があります。このプランが作成されてから1年経過しました。計画の実効性についてお伺ひいたします。

○議長(岩田 務君) 企画財政課長。

○企画財政課長(若林健太郎君) 板谷議員のご質問にお答えいたします。

SDGsの理念を実現する社会づくりを目指すため、第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画及び第2期長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、施策ごとに関連するSDGsのゴールを明記し、町として意識的に取り組んでいるところでございます。このようなSDGsで示される多様な目標の達成に向けた取組は人口減少、少子高齢化の対応や地域経済の活性化などの諸課題の解決に貢献し、地域における持続可能な開発、地方創生につながるものであると考えております。実効性の高い計画となるように各施策には施策指標を設定しています。その指標を用いまして客観的に効果を判断し、予算編成や長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略効果検証委員会を通じた効果検証を毎年実施していくことにより、効果的な施策となるよう取り組んでいきます。

○議長(岩田 務君) 2番、板谷定美君。

○2番(板谷定美君) まず、はつらつ長瀬プラン、各セクションにて今企画財政課長が説明されたとおり、SDGsの関連を目標にしております。SDGsの目標を達成するには町独自ではちょっと無理だと思います。町民と行政の関わり合いだけではなく、企業や地域活動をされている皆様との協力が不可欠だというふうに認識しております。そこでお伺ひいたします。長瀬町ではパートナーシップ制度の募集を行っていないというふうに認識しておりますが、今後そういうようなパートナーシップ募集をされる予定はありますか、その辺りをお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長(岩田 務君) 企画財政課長。

○企画財政課長(若林健太郎君) 板谷議員の再質問にお答えいたします。

パートナーシップの予定をとということでございますが、SDGsの実現をするためには行政、住民、ま

た地元の事業者等も連携し、一つの目標に向かって取り組んでいくことが重要だと考えております。昨年度、長瀬町では官民連携を目的とした講習会につきまして、職員並びに商工会の方や観光協会向けの方に、事業者さん向けに2月に講習を実施したところでございます。今後パートナーシップ制度を取り入れるかにつきましては、また検討していきたいと考えております。

〔以上で質問を終わります〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

○8番（大島瑠美子君） それでは、質問いたします。

教育相談の実施状況と相談件数について、教育長に伺います。現在いじめや勉強の進め方などを含め、学校生活に不安を抱える児童生徒と多感な時期の子供への接し方の難しさに悩んでいる親が多くおります。それらの方々への相談事業は、いじめ問題対策連絡協議会や学校教育指導員が対応しているのでしょうか。それらの事業の実施状況と現在の取組中相談件数も含めて伺います。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会における教育相談の実施状況でございますが、不登校、いじめ、学力など学校生活のこと、進路、しつけなどに関する相談を毎月1回役場庁舎で実施しております。また、来所できない方に対しては相談日以外の来所や電話など、随時対応しております。相談件数についてでございますが、昨年度は8件で、今年度は今のところ1件でございます。主な相談内容は、学校生活や進路先に関することでございます。相談は学校教育指導員とスクールソーシャルワーカーを兼ねている前長瀬第二小学校長が対応しております。先生は長瀬第一小学校教頭も歴任されており、町の教育行政にも明るく、また教員としての豊富な経験をお持ちの方でございます。相談者にも的確にアドバイスをしていただいております。また、学校が保護者から相談を受けているケース等についても学校と連携しながら保護者の相談に対応しております。教育に関する相談は多種多様でございます。保護者や児童生徒の不安が少しでも解決できるよう、今後も学校と連携しながら教育相談事業の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今お聞きしましたら、去年は8件しかなかった。それだけで、そこに行った連絡件数が8件なのですよね。それから、あとは愚痴だとか何かというのは言葉に発しなくて、言って困った困ったというので、親子間とか友達同士でやっている方というのはもうちょっといるかと思うのですけれども。学校という門構えのあるところというのはなかなか行きづらいとかやりづらいとかというのが多いかと思えますけれども、この8件というのではなくてももう少しあるかなと思うのですけれども。テレビや新聞なんかでも聞きますように、児童生徒とかということにつきましては、いろいろよく見てみますと随分大変なことも多いかなと思います。うちの近くでも子供が学校に行きたくないからというので、では行かなくていいよ、行きたくなるまでいたほうがいいのかからお母さんがそう言うので、そうだよ、行きたくなるまで、大したことはないのだからねって。大したことはないということはすごく親にとっては心強いのです。おまえ、そんなことなく学校へ行ったらほうがいいのかではないの。そんなことは行かなくて

別に大丈夫だよって私なんかもよく言うのですけれども。ただ生きてきたってこの程度だからということを使うと、そうなのだとすることがありますので。そうだから、この8件というのが2倍ぐらいにはなるかと思えますけれども、学校という門構えのところにはなかなか話づらいということもありますのでということで。また、今年になっては4月から5月でまだ1件ということなのですからけれども、これが皆さんが自殺だとか嫌な結末にならないようにご指導のほどよろしくお願いいたします。

それから、今ケースワーカーとか何かやって、二小の校長先生誰でしたっけ、忘れていましたけれども、教えてください。

〔「その前の名前」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） 前の。石原さんかな、すみません。

〔「個人同士でやらないように」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） はい、分かりました。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在学校教育相談員とスクールソーシャルワーカーを兼ねていらっしゃるのは、前長瀬第二小学校長の石原明先生でございます。石原先生は長瀬地域全体をよく把握していらっしゃいますので、いろんな面でご活躍いただいております。

先ほど8件という数が少ないというふうなお申出もございましたけれども、この中には当然各学校にはその数とは違う数がたくさん寄せられておりますので、一つ一つ丁寧に回答するようにこちらからも各校長を指導しております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 次、2番です。インフルエンザの流行施策について、教育次長にお願いします。

ここのところ季節外れのインフルエンザの流行で、他市町村では学級閉鎖が実施されているようです。新型コロナウイルス感染症が一段落したところでのインフルエンザの学級閉鎖には驚きました。そこで伺いますが、当町の各学校では手洗い、うがい、マスク使用以外に特別に行っている対策はありますか。学級閉鎖や学校閉鎖にならないための施策をお聞かせいただきたいと思っております。よろしく。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

全国各地で季節性インフルエンザの流行が続いており、学級閉鎖となった地域があると報道されておりますが、感染状況は地域で異なっているようでございます。長瀬町の各小中学校の状況でございますが、4月以降5月末まで1人の報告がありました。

さて、ご質問の感染予防対策でございますが、インフルエンザを対象とした特別な対応は行っておりません。しかしながら、本年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行した後の対応として、各校とも児童生徒の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生やせきエチケットといった日常的な対策が重要であることから、継続して実施しております。現在のような感染状況が落ち着いております平時においては換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本と考えており、感染症対策を一律に講じてはおりません。その上で感染が流行した場合には一時的に活動場面に応じた対策を講じてまいりたいと考えております。引き続き児童生徒が安心して充実した学校生

活を送ることができるよう取り組んでまいります。

- 議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。
- 8番（大島瑠美子君） はい、終わります。いいです、これで。大丈夫です。
- 議長（岩田 務君） 以上で通告のあった一般質問は全て終了いたしました。
これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

- 議長（岩田 務君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。
今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第29号から議案第47号までの19件でございます。
議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案に対する提案理由、内容の説明等は個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。
それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（岩田 務君） 日程第5、議案第29号 長瀬町公共施設のあり方検討委員会設置条例を議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。
町長。
- 町長（大澤タキ江君） 議案第29号 長瀬町公共施設のあり方検討委員会設置条例の提案理由を申し上げます。
本町の公共施設の在り方等に関する事項について意見を求めることを目的として、長瀬町公共施設のあり方検討委員会を設置するため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長（岩田 務君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。
企画財政課長。
- 企画財政課長（若林健太郎君） 議案第29号 長瀬町公共施設のあり方検討委員会設置条例についてご説明申し上げます。
提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。
まず、第1条の設置でございますが、本町の公共施設の在り方等に関する事項について意見を求めることを目的に、当委員会を設置するということを定めるものでございます。
次に、第2条の所掌事務でございますが、検討委員会は町長から提示された公共施設について、その施設の適正な在り方について協議し、報告するものとするものでございます。
第3条の組織でございますが、委員12人以内をもって組織することとし、委員は長瀬町議会を代表する者、教育委員会を代表する者、地域や町民を代表する者、学識経験者及び有識者、その他町長が必要と認

める者の中から町長が委嘱する者と規定するものでございます。

第4条の任期でございますが、委員の任期は委嘱の日から第2条の規定による報告を終えるまでの期間とするものでございます。

第5条の委員長及び副委員長でございますが、検討委員会には委員長及び副委員長を置くものとし、第2項には互選により委員長、副委員長を定める規定とし、第3項では委員長が委員会を代表し、会議を主催するというものでございます。

第6条の会議でございますが、会議は委員長が招集し、委員長が議長となると規定するものでございます。

次ページを御覧ください。第3項につきましては、議事は出席した委員の過半数で決すること、過半数のときは議長の決するところによるものと規定するものでございます。

また、第4項につきましては、会議は公開とし、必要に応じ会議の決定により非公開とすることができるものとするものでございます。

第7条の協議結果の取扱いにつきましては、委員会から報告された協議結果について町長はその結果を尊重し、実現に向けて努めるものと規定するものでございます。

第8条の関係者の出席等でございますが、委員会は必要があると認めるときは関係者に対し会議に出席を求めて意見や説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができるものとするものでございます。

第9条の報酬でございますが、委員への報酬は特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例に基づく支給とするものでございます。

第10条の庶務でございますが、委員会の庶務は企画財政課において処理することとするものでございます。

最後に、第11条のその他でございますが、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が定めることとするものでございます。

以上で議案第29号 長瀬町公共施設のあり方検討委員会設置条例の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 質疑あります。まず、今の条例について。委員が12人というふうなこととか、条例の内容を今報告していただきましたが、何点かあります。

まず、委員のメンバーについて。公募というのがない。いつもそうなのですが、この理由について。

それから、報告期日ですか、これについては報告を終える日というふうなことになっているので、ちょっと分かりにくい。というのは、この条例は町長から提示された公共施設について適正な在り方に関する協議云々という名目ですね。ということは、例えばこれが第二小学校跡地利用についてとかということをやっているのか、そうではなくて例えば中央公民館であるとか、もろもろについて言っているのか分かりにくい。要するに町長から提示された公共施設、今時期的に見て第二小学校の跡地利用のことをこれで言っているのかなというところが分からない。そのことが分からないと次の質問ができないのです。

あと会議は公開であるというようなことなのですが、会議が公開であるという会議日の告示方法、これはどうなっているのかということについてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の委員のメンバーに公募がない理由につきましてでございますが、今回の関係につきましてには公募をするかどうかまでは今のところは決まっておられません。ただ、町民を代表する者でございますので、そのメンバーに公募をするかどうかは今後検討していきたいと考えております。

続きまして、報告内容が分からないということで、どのような公共施設を対象とするのかということでございますが、今回につきましては、公共施設というのは様々ございまして、例えば教育系の施設、学校であったり中央公民館、保健センターであったり、細かいことを言えばコミュニティセンター等も全て公共施設になっていくようなものでございます。今回の対象につきましては、主に老朽化が進んでおります小学校や中学校の教育系施設、また中央公民館、保健センターなど、町の施設の中では大きな施設について検討していきたいと考えております。その全体の在り方の検討の中で、さらに今二小跡地の跡地活用が課題となっておりますので、それについても含めて検討していきたいというところでございます。

また、会議の公開についての会議日の告示方法につきましては、ホームページ等での周知等を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、主な公共施設については学校であるとかという大きな施設をという今企画課長の説明でしたが、その中に第二小学校も含まれているというふうなことです。では、第二小学校だけについては、新たに第二小学校の跡地利用とか、これは利用とちょっと違うのかなという気はするのですが、そういうものは立ち上げないでこれでやっていってしまうのだということですか。そうすると例えば大きな施設とか、中央公民館とか、そういうところも含んで学校でとかいうと、相当専門的な見識がある人が入らないとできないのではないかなという気がします。学識経験者とかがあるということは町内に限らないということですね。これについてはどういう人が選ばれるかというふうなこともあるのですが、どうも第二小学校の跡地利用を兼ねているような感じがするので、それだったら以前も言いましたけれども、やっぱり公共施設をどういうふうに関後使っていくかということで、ある程度専門的な見識であると大学の先生であるとか、そういう人はまた別にやっていくということなのですか。そういう人をこの中に含んでやっていくかということについて非常に分かりにくいのですが、そういう人選というか、そんなふうな目安はなくて、ただこの条例だけを出すのか、そのことについてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

大学教授などの専門的な知識を有している方を入れていくかということにつきましてでございますが、今回のこの委員の中に学識経験者及び有識者という規定を設けておまして、その中で大学教授の方であったり、建築系の知識を持っている方、そのような専門的な知識を持っている方を委員として任命したいと考えております。ただし、今時点ですと条例案の可決を受けておりませんので、具体的な人物については決まっておられません。仮にの話ですが、今後さらにアドバイザー的なもので委員のほかに、もっと専門的な知識を持っている方を招集したいというところにつきましては、委員等のほかにアドバイザーとして来ていただくことも選択肢の一つではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今の答弁の中に統合後の第二小学校の活用方法等については、別にそれを設けるの

かに対しての答弁がなかったのですが、そのことについて。

特に第二小学校の跡地利用とか、そんなふうなこともこの中に含んでしまうのであったら、当然これはご承知だと思いますけれども、文科省のほうで「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」というので、うまくいっていないようですが、小鹿野町立旧三田川中学校も撮影とか、そのようなのでやっているとか、旧芦ヶ久保小学校の利用とかというのものもあるのだけれども、それは暫定的な、期間的なことになってしまうので、もっと大きな意味でのそういうのをやっていかなければいけないのではないかなと思います。今までの学校のあり方検討委員会や統合準備委員会などと明らかにメンバーが違っていると考えると、そのための条例設置だと。だから、この条例はまた町長が、例えば中央公民館なら中央公民館に対してそれを具申すれば、またそこで報告してというようなことになっていくという捉え方でよろしいわけですね。そうでなければおかしい。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

今回の件、二小を別として設ける話をしていくのかということなのですが、今回につきましては、まずは二小の跡地活用も含めて全体の公共施設の在り方というのを考えたいと思います。という理由についてなのですが、仮に二小を公共施設的なことで使っていく、例えば中央公民館の代わりに使っていくとか、そういったことになりますと、整備費用もかかりますし、今の公民館どうしていくのかということにもなります。ただし、長瀬町としましては財政状況というのはあまりよくないですし、何しろ財政規模が小さいです。例えば学校の更新とか改修とかにかかる費用というのは本当に莫大な、何十億円とかかかってくることもあります。なので、どうやってその限られた財源の中、うまく公共施設を整備していくかということについて今回検討が必要だと考えております。なので二小の跡地だけを検討するのではなくて、全体の大きな公共施設の在り方を検討する中で、では二小の跡地についてはどういったことで活用していけばいいかということを検討していきたいと考えておりますので、二小の跡地のみを別に設けるということは今のところは考えていません。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 村田議員、今の答弁でまだその点について理解ができていないというのであれば、再度質疑を許します。

○5番（村田徹也君） それでは、規定の回数は超えているわけですが、企財課長の言われていることが抽象的で分からない。要するに町長に聞かなければ分からないのかなという気がするのですが、二小の跡地も含めているということで、先ほども言いましたが、では二小の跡地の活用についてはこれで済ましてしまうのかな、それだったら異議があるのだけれども、そうではなくて、それはそれでまた別な組織を設けてとかという方向性もあるのか、そこだけお聞かせ願いたいと思うのですが、

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問に私のほうからお答えさせていただきます。

ただいま課長のほうからお話ございましたけれども、長瀬町も公共施設が大変老朽化をしておるわけでございます。その中で限られた財源でこれをどうしていくかということとなりますと、第二小学校もその中に入っておるわけでございますので、第二小学校跡地利用につきましてまた特別にということではなくて、それも全て包み込む中で今回はそうした検討委員会を立ち上げさせていただきたいと思っております。今までの検討委員会と違いまして、ですので大変スケールの大きい委員会になるわけでございます、

有識者ですとか、経験者ですとか、そういう方たちを専門的知識のある、例えばだいま村田議員のほうからもお話がございましたけれども、大学の教授ですとか、そちらにたけた、長瀬町在住の方ではなくてそういうたけた方たちをお願いをして、しっかりと将来どうしたらよいかということを検討していただくということで、そうした老朽化した公共施設を全て包み込んだの委員会でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今質疑応答を聞いていて私が質問しようと思ったところで、町長からの最終の答弁はスケールがかなり大きな問題で、ここに12人の委員を選んでそれを決定していくというのは相当な重荷になっていくのだと思って。私は以前から公共施設の在り方を検討しなくてはならないというのは言っていました。そこで、町のビジョンもプロセスも同じなのだけれども、町からの発信は何もなく、ただ中央公民館、保健センター、小中学校がというテーブルにのってきたわけですが、私たちは行政がやりやすい提案の仕方のようにしか取れないのです。ここにある委員を受ける者は大体先ほど5番議員が言ったように、同じような人物が多分これに入ってくるのだと思うのです。ですから、私は小学校は目の前の本当に大事な公共施設でありますけれども、こういう大きな問題でやるのであればこの委員の選出の仕方、これ変える気はないのかどうかお聞きをします。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

どの委員会も同じような人がなっているかということで変えていかななくてはいけないのではないかとこのところのご質問についてでございます。例えば議会や商工会などの組織から選任する場合については、議長や委員長、会長など充て職で選任していることが多いため、同じような方が委員に選任されていると感じられているのかと思います。今回につきましてもある程度は充て職等で選任することを考えておりますが、これまで当町の行政に携わった経験がない方や、若者や女性の方も積極的に選任していきたいと考えております。

また、町の有利な感じになるのではないかとこのところなのですが、以前議会からもご指摘がございましたが、このような案件につきましては住民アンケートを取るべきではないかということも議会から指摘されたところでございます。それにつきましては今後委員会の場で住民アンケートを実施することも検討していきたいと考えております。住民アンケートを実施することにより声が小さい方や、公の場ではなかなか主張がしづらいという方の意見も吸い上げながら、今回の件、重い案件ですので慎重に進めていけることが理想であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私は、公共施設が全てが老朽化してきて、大変な状況であるというのはもう把握しているつもりです。今言った小中学校、保健センター、中央公民館、それぞれが使い勝手が変わるわけなので、もっと専門分野の人が入れるように、全部をテーブルに一つにのせるのではなく、小分けにしてこういう委員会をやったほうがいいのかではないですか。そのほうが結果、後から改修したときにいい施設ができてくるのだと思うので、もう一度聞きたいのだけれども、この委員の任命する方法は、私は結果同じ人が大体出てくると、もうこれ読んだだけで分かります。町民を代表する者、これは区長会長になってくる。多分そうだと思うので。この議会というのは、出てきた案件は行政のやりやすいためになっているか

どうか特に審議しなさいと、いろいろ会議規則でも議員必携でも読むと、そういう注意観点があるので私はこの質問をしているのです。多分行政はこれにぼっと12人当てはめて、検討委員会立ち上げて、はい、結果が出ました。楽だと思えます。だけれども、私は将来、これから今の子供たちが大きくなって、中央公民館の使い勝手がよかったなとか、保健センターがこういうのでよかったなとなるように分割をして、この委員会を立ち上げたほうが良いと思うのだけれども、もう一度企画財政課長お願いします。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

それぞれの施設を個別に検討していったほうが良いのではないかということについてでございますが、公共施設の手法の中に複合化ということもございます。同じ中央公民館と保健センターを一つの施設として施設の費用を削減するなり、また今現在長瀬町の公共施設の主な管理計画というのがございます。その中では、人口構造の変化による住民ニーズの変化等を勘案し、必要な公共サービスの水準を維持しつつ、快適なまちづくりの実現に向けた施設の規模や配置の適正化を図ることとされております。また、その計画の中で小学校や中学校の教育系施設は定期的な点検、診断の実施により老朽化の状況を把握し、計画的に改修や修繕を実施することで安全な学校教育環境を確保することとしていますが、一方で今後も少子化によるさらなる児童生徒数の減少が予想されることから、学校の適正規模や適正配置を検討していくこととされております。そうなりますと、今回小学校がかなり統合されますが、さらに一歩進んだ議論となりますと、小中の統合であったり、そういうことも必要な検討の材料となってきます。なので、一つ一つの施設ではなく、全体の施設で複合化でき、財政として削減できるべきところは削減できるような検討も必要だと考えておりますので、今回につきましては大きな公共施設を一旦は全体で考えていきたいということで検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論がございますので、まず本案に対する反対討論を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これは必要なことと私は思います。こういうことをやることについては必要だと。ただ、もう1年を切っている小学校の統合、これについて基本的には統合と同時にその施設の利用が始まるのがベストと言われております。その第二小学校の跡地利用についてもこの中に含めてしまうということには納得できない。第二小学校跡地利用計画は別に委員会を立ち上げてとか、住民の意見をもう少ししっかり聞いてとかいうことをやっていくのならばいいのだけれども、ここでそれも含まれてしまうということで、これはやはりうまくないのではないかなと私は思いますので、残念ながらこれについては反対します。やることはいいことだと。

以上です。

○議長（岩田 務君） 次に、賛成討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 長瀬町公共施設のあり方検討委員会設置条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（岩田 務君） 起立少数。

よって、議案第29号は否決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後3時00分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第6、議案第30号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第30号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

長瀬二小放課後児童クラブ室を長瀬一小放課後児童クラブ室に統合し、長瀬二小放課後児童クラブ室を廃止するため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、健康こども課長の説明を求めます。

健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 議案第30号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、令和6年度の小学校統廃合に伴い、放課後児童クラブ室についても統廃合を行うことに伴いまして、長瀬二小放課後児童クラブ室を長瀬一小放課後児童クラブ室に統合し、長瀬二小放課後児童クラブ室を廃止するため、一部改正を行うものでございます。

それでは、参考資料の議案第30号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例新旧対照表を御覧ください。

題名ですが、「長瀬町放課後児童クラブ室設置条例」から「長瀬一小放課後児童クラブ室設置条例」に改めます。

第1条でありますが、「長瀬町放課後児童クラブ室」を「長瀬一小放課後児童クラブ室」に改めます。

第2条でございますが、見出しを「(名称及び位置)」から「(位置)」に改め、「別表のとおり」を「長瀬町大字本野上600番地1」に改めます。

第2条関係の別表は削ります。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第30号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長(岩田 務君) これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

7番、関口雅敬君。

○7番(関口雅敬君) これは統合に伴って第二小を閉鎖して、第一小の放課後児童クラブと一緒になるということは分かるのですけれども、閉鎖してしまって、第一小学校の放課後児童クラブ室は今現在かなりにぎわっているようなのだけれども、人数的に大丈夫なのか、あるいは今まで第二小学校の放課後児童クラブに通っていた子供たちが少しでも早く第一小から帰ってきて、今まで通っていたひのくち館ですか、あそこで放課後児童クラブをやってもらいたいという希望だとか、そういうのはあるのかないのか。私が心配しているのは送り迎えをしなくてはだから、全部を一固まりにして、第一小学校の放課後児童クラブに全部集めておいて、車がそれで全員を安全に送り届けるための手法なのか、そこだけお聞きをいたします。

○議長(岩田 務君) 健康こども課長。

○健康こども課長(福島陽子君) ただいまの関口議員の質問についてお答えいたします。

まず、人数は大丈夫なのかということですが、現在第一小放課後児童クラブ室は、定員40人と20人の2単位で全部で60人になります。二小放課後児童クラブ室は、定員が20名になっております。登録人数は第一小のほうはちょうど60名の登録人数になっています。第二小については、現在登録人数は定員を超えて25名となっておりますが、ご利用する人数が継続の方と臨時の方がおまして、その人数でいくと定員のほうは超えないふうになっています。なので、人数的には現在の人数を定員というか、全部受入れが可能という人数でございます。

あとは、第二小のお子さんたちが、希望がどうなのかということですが、希望調査までは取っておりませんので、詳しい内容についてはちょっと分からないですが、学校の検討会のほうで統合するということになりまして、またこの後説明会等を実施して、理解をしていただくように、この後説明をしていくところでございます。

以上です。

○議長(岩田 務君) 7番、関口雅敬君。

○7番(関口雅敬君) 私も含めて、ちょっとここでざわざわして大変申し訳ないのだけれども、いま一度第一小学校の定員が60名のうち申し込んであるのは何名か。第二小学校で、今向こうに通っている子供が何人で、多分全員ここに入る。合計が大丈夫だという説明だったと思うのですけれども、いま一度その人数をお知らせください。と同時に、まだ第二小学校の父兄の人にもそういう希望も聞いていなくて、ここで統合案に賛成してくれといっても、私はなぜ聞いたかといったら、第二小学校の子供たちの父兄の皆さんの意見を重視したい立場でこれをお聞きをしました。まだ向こうの返事が返ってこないという状況で間違いのないわけですね。いま一度答弁お願いいたします。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 関口議員の質問にお答えいたします。

では、もう一度定員と登録人数、ご報告させていただきます。長瀬一小児童クラブ室は、今2単位ということで、40人と20人の定員なので合わせて60人になります。

〔「では、60人登録」と言う人あり〕

○健康こども課長（福島陽子君） そうです。60人登録です。それで登録人数は60人登録しています。長瀬二小の放課後児童クラブ室は、定員が20人、登録人数が25人ですが、継続利用、臨時利用の方がいますので、随時とか、常に利用している方は14名、15名程度の方だというふうに聞いています。

あと先ほどの二小の児童クラブの方たちへの説明ということなのですが、これは今説明をこちらから聞いているということではなくて、二小の保護者の方が学校の準備委員会のほうに入っておりますので、その中の話し合いの中で二小の児童クラブ室のほうが一小に統合するというふうに決まりましたので、そこでのご意見を聞いているということになります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 関口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいま福島課長から定員と充足率につきましてはご説明がありましたが、今回第二小学校の放課後児童クラブを第一小に統合するという設置条例を提案させていただいています。それと併せて、この後ご説明をさせていただきます議案で補正予算がございます。その中に放課後子供環境整備事業として、第一小学校に設置している放課後児童クラブの改修費の補正予算を計上させていただいております。第一小学校に統合いたしまして、その改修をもって第二小学校の児童をそちらのほうで放課後児童クラブとして受入れをさせていただくというようなことになっております。その前提としてこの条例を提案をさせていただいているということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） すみません。私が質問しようとしているのに隣でびびい言うもので。では、もう一度、これ最後なので確認。今副町長からの話もよく分かりました。補正予算で出てきて、第一小学校の放課後児童クラブ室を改装するというのが分かりました。私が心配しているのは、第二小学校の父兄の皆さんの気持ちを重視したいということで、先ほども課長に答弁してもらったのだけれども、第二小学校の父兄から出たのだから大丈夫ということでいいわけですね。私はここで賛成しておいたら、第二小学校の父兄の皆さんから怒られてもしようがないので、もう一度よく聞きますけれども、第二小学校ではこの放課後児童クラブを第一小学校に持っていっても皆さん賛成ということでいいわけですね。お願いいたします。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

〔何事か言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 私語は慎んでください。

○健康こども課長（福島陽子君） 関口議員のご質問についてお答えします。

全員全て一致ということで決めることは難しいと思いますが、学校の準備委員会というのが重ねてあり

まして、その中で話し合いをしてきて、最後統合するということに決まりましたので、そこはご理解をしていただきたいというふうに考えております。今後も先ほどもお話ししましたが、保護者の皆様には説明をしながら、また細かい点もいろいろ出てくるかと思っておりますので、放課後児童クラブの統合に向けて今回の工事からどういうふうにやっていくかは、また随時説明をしながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 副町長から改築というお話を言われました。だけれども、今60人登録してあるということで、そうすると一小も満杯ですよ。それで、第二小が20人のうち25人登録してあるということで、そうすると85人の部屋を改築でなるというわけですか。それで大丈夫ですか、答弁をお願いします。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） ただいまの大島議員のご質問についてですけれども、今回の工事の予定ですけれども、現在使っておりますお部屋の隣の総合相談室というところを学校と相談しまして、放課後児童クラブのほうに使わせていただけるということになりましたので、そこのお部屋を使うための改修工事を行う予定です。3年前、令和2年のときにも拡張工事を行っているのですけれども、そのときにも待機児童の方がいらっしやいまして、その方たちを皆さん受け入れるためにということで、改修というか拡張の工事を行っております。それでいきますと、現在の人数は全部受け入れられる人数での工事になります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 大島議員の質問にお答えいたします。

学校統合の準備委員会のほうでもこの学童の問題については検討しておりますが、実は長瀬町には、たけのこ学童クラブがもう一つあります。二小の保護者のご意見ですと、弟や妹がたけのこ学童に行っている。今二小にお迎えに行くと、たけのこ保育園に行くと二小学童に向かうような人は、一小ではなく、たけのこ学童に入れば、1回で弟や妹のお迎えも済むので非常にありがたいという意見もありました。また、二小の学童を残して、たけのこ学童は学校まで指導員さんがお迎えに来ていただけるのですけれども、同じようなことを想定すると、二小の指導員が学校まで迎えに行くと車で送る。事故があった場合は非常に怖いというような意見も学校統合準備委員会の総務部会の中ではいただいておりますので、参考としてお答えいたしました。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） そうしますと、改築すると。では、人数は85人は大丈夫というわけね。それを聞きたいので教えてください。人数は大丈夫なのか。クリアできて、それでということで。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） ただいまのご質問についてですが、1人当たりの面積数というか、それも確保されておりますので、受入れのほうは可能ということになります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、まず令和2年にあの施設は拡張しました。そのときに、これでは狭いの

ではないかと。だから、今回拡張するところまで拡張したほうがいいのではないかという意見を申し上げました。しかし、これは学校の都合でできないのだという回答でした。今回学校からはオーケーだという話が出たということがまず1点。学校のほうもちょっと先見の明がないなど。いいですか、なぜあとき拡張、拡張しなかったのか非常に疑問です。過去のことを言ってもしょうがないです。検討委員会の資料、私はこれも見えています。この中で、いいですか、第二小学校放課後児童クラブ室を廃止し、統合するという内容決定は5回目のを見ていないのですが、統合するという内容は学校統合準備委員会の町への報告の中で決定事項として読むことができない。どこにそれが記載しているのか。検討課題と会議録に記載されています、検討課題と。

今度は、多分これは第2回のときです。第3回、2月24日、ここで教職員駐車場について、教職員駐車場は現時点で既に手狭となっています。統合によって教職員、学童スタッフ、学校ボランティアが増えるので、これはもう2月24日に増えるのでって議事録の中に書いてあるのです。増えるって決定していないのに、ここでもう2月24日にそういうふう書いてあるのか、ちょっとおかしいのではないかなと。

それから、児童クラブの存続の議論や意見聴取ということがない。どこで決定されたのか。ここ全然分かりません。だから、何回会議のどこでそれが決定されたのかというのは、この統合準備委員会の議事録の中で、私が見誤ったのか分からないのだけれども、どこに出ているのだから、後でも結構ですから教えていただきたいと思います。

あとは指導員さん、児童、保護者への聞き取りということで先ほども出たのですが、指導員さんには聞かれていないそうです。

それから、今年第二小学校では1年生が10人いて、10人学童に登録しています。この10人が果たして統合になったときに使うかどうかということは分からない。

それから、この学童というのは一月6,000円かかるのです。一月、毎日使う人は。多分6,000円だったと思います。そうではなくて、時々使う人については日割計算をすると、この中で学童クラブで書いてあるのです。あと85人の定員になるけれども、以前もそうなのだけれども、登録者が全部使うということはないみたいですね。ただ、85人は改修したらば、あそこには入り切りません。大丈夫と答えられましたけれども、85人は手狭です。これは私が見てです。実際問題として、何人常時使っている人がいるのかどうか分からないと、検討の余地がないのではないのかと思いますので、常時使っている人が何人。

それから、先ほど教育次長の方からたけのこのほうが出ましたけれども、たけのこ学童クラブで使うのか分からないのですが、6月1日から工事が始まりました。来年の7月にかけてかな、あそこをまた増築します。毎日ガーガーやっています。あれは、もしかしたら学童で使うかなとちょっと思ったのですけれども、もし町のほうでそういう情報を把握していれば、あそこが学童として拡張するのであれば、結構余裕はあると思うのですけれども、やはり本当はその利用する保護者、児童、それから指導員の人にこの聞き取りができていけばよかったのではないかなというところはあると思いますが、これは聞き取りはまだ全員にしていないのでしようがないけれども、今私が言ったようなことが検討課題と書いてあるところがどこが決定事項になったのか。1つ書いてあるのは、どこかに書いてあるのですね。ありました。放課後児童クラブの統合について、「一小、健康福祉課、教育委員会で話し合いをしてもらい、令和6年度に統合できる可能性が出てきました」と議事録に出ていました。可能性が出てきましたと出ています。「関係機関が協力しながら進めてもらいたいと思います」というのが議事録の中の言葉なのです。だから、決定したという言葉が何回か使われていますが、どこで決定したのか、あの議事録を全部読んで読めないで、よろし

くお願いします。では、差し当たって常時使っている人だけ人数分かれば。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） ただいまの村田議員の質問にお答えします。

常時使っている人数でいきますと、今こちらで把握している継続の方ということになるかと思えます。その方は第一小学校だと36人です。第二小のクラブ室の児童は14人ということになります。

以上でございます。

〔議長、時間もあろうと思うんで〕と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 2回目の質疑になってしまいますけれども。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） よろしいですか。

では、先に村田君。

○5番（村田徹也君） 今でここで急に調べていただいとというのも時間がかかると思うのです。ですから、そのことについては、どういう経過で決定していったのが分からないとなので、この場でなくても結構だと思いますが、どういう会議でどういうふう決定したところをこの場では時間が無いと思いますので、調べて教えていただきたいと思えます。

答弁ある。今答えられないでしょう、決定した事項については、無理ですよ。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を……

〔「たけのこのことは聞いていないですか、改修について」「学童ではないと思えます。こちらが聞いたわけではないので」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第7、議案第31号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第31号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例措置に係る規定を整備したいので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 議案第31号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例措置に係る規定を整備したいため、一部改正を行うものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧ください。附則第9条の新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免でございますが、第9条第1項中「除く。）」の次に「及び令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を追加するものでございます。

議案に戻っていただきまして、この条例につきましては、公布の日から施行し、改正後の附則第9条第1項の規定は令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上で議案第31号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時33分

再開 午後3時45分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第8、議案第32号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第32号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,834万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億7,760万6,000円にしようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 議案第32号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回7,834万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を33億7,760万6,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の8、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額6,103万3,000円は、物価高騰対策事業に関する経費について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため増額するものでございます。

第2目民生費国庫補助金、補正額240万8,000円のうち173万3,000円は、延長保育事業や放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援事業において、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の事業継続支援事業に対応するものでございます。

第16款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金、補正額173万3,000円のうち110万円は、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援事業において、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の事業継続支援事業に対応するものでございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の補正額1,287万3,000円は、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるため増額するものでございます。

続きまして、10、11ページを御覧ください。歳出の補正の主なものについてご説明いたします。第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、補正額16万5,000円は、情報セキュリティの向上が推奨されたことを受け、戸籍住民システムの改修が必要となったことから増額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額3,478万6,000円のうち2,563万円は、物価高騰に伴う低所得者支援として住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円の給付金を支給する

ため増額するものでございます。

第5目介護保険費、補正額609万7,000円は、物価高騰対策として介護事業所に補助金を支給するため増額するものでございます。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額843万6,000円についてご説明させていただきます。11ページ右下の14節工事請負費184万3,000円は、小学校の統合に伴い、長瀬二小放課後児童クラブ室を長瀬一小放課後児童クラブ室に統合するため、長瀬一小放課後児童クラブ室を拡張する必要が生じたことから、改修費を増額するものでございます。

その下、第18節負担金、補助及び交付金433万2,000円のうち、12、13ページ、次ページになりますが、205万7,000円は物価高騰対策として保育所や放課後児童クラブに補助金を支給するため増額するものでございます。

第4款衛生費、第3項上水道費、第1目上水道費、補正額1,331万8,000円は、物価高騰に苦しむ住民や事業者の経済負担軽減策として、秩父広域市町村圏組合を通して4か月分の水道基本料金を減免することに伴い、秩父広域市町村圏組合への事業負担金を増額するものでございます。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、補正額1,196万3,000円は物価高騰の影響を受けている事業者の支援として、法人5万円、個人事業主3万円の支援金を支給するため増額するものでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額124万9,000円は小学校の統合に伴い、二小地域の小学生を第一小学校へ送迎するため、スクールバス2台を運行する業務委託を試行運転等の期間を勘案し、令和6年3月から契約する必要があるため増額するものでございます。

第7項保健体育費、第3目学校給食費、補正額233万3,000円は、給食の質、量の確保を図り、安心安全な学校給食の提供を図るため、また事業者支援として、町内産品や国産品を活用した給食の支給回数を増やすため、給食材料費の1割相当分を増額するものでございます。

以上で議案第32号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、幾つか質疑を行います。

物価高騰対策事業費を1世帯3万円というふうなことで、前も聞いたのですが、世帯数が分かればお願いします。

それから、この低所得者世帯支援金の中に家計急変世帯というのがあったと思うのです。これは前もあったのですが、自己申告のような感じがしたのですが、どのような自己申告書類が必要で、そういうところが分からないので、これについてお願いします。

それから、水道基本料金減免事業なのですが、水道料金には、うちのほうは下水道料金も入っているのですが、水道料金だけなのかどうか。下水道も含まれているところについては下水道料金も含まれているのかどうか。

それから、物価対策事業者支援事業、法人5万円、個人事業主3万円、以前もやったと思うのですが、これは商工会加盟業者のみなのかどうかについてお尋ねします。

それから、小学校のスクールバスの運行委託料、3月ですか、1か月で124万9,000円ということを出ているわけなのですが、スクールバスは業者委託ということで町のほうでは決定したわけですね。こ

これは今日も1回言いましたが、スクールバス導入費用というのは国から57%の補助があるということもあるので、長期的に見るとバスを購入し、運転委託とか、あとは車検とか、そういうところで賄ったほうが安上がりは安上がりなのかなというふうな感じがしますが、これ試算はできているのでしょうか、それについてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

3万円を給付する世帯が何世帯かということでございますが、今のところ800世帯を見込んで予算を計上させていただいております。まだ未申告の方も含めての数なので、実際にはもっと減ってくるかと思えます。

また、家計急変世帯の方の書類はどんなものかということなのですけれども、簡易な収入の見込額の申立書ということで様式がございまして、その申立書にその世帯の方の収入、収入が減額したことが分かるものをお持ちいただきまして、それで見させていただきます。計算方法がありますので、その世帯の人数ごとによって非課税相当の収入限度額に該当するような場合は家計急変とみなして給付がされるということになります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

水道基本料金減免事業、こちらの関係でございますが、下水道料金は含まれているかというお尋ねでございますが、こちらにつきましては広域水道の上水道の基本料金の部分の減免ということで考えております。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の物価高対策事業者支援金の対象は商工会加盟業者のみなのかという質問でございますが、町内で事業を行っていることが分かれば、法人及び個人事業主について全て対象になります。その確認方法につきましては、確定申告書の事業等のところに金額が入っているかないか。それとあと、認定農業者についても対象にしたいと考えておりまして、それも確定申告書の農業のところに金額が入っている方が対象になります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員のスクールバスの関係についてのご質問にお答えいたします。

まず、スクールバスの関係でございますが、こちらにつきましては、統合準備委員会総務部会のほうで様々な業態、購入して直営でやる、購入して委託をする、それから業者に委託するとか、様々な案を出して検討していただきました。その中でメリット、デメリットを含めて検討していただいたところですが、まず購入としては、補助金はあるのですが、現在は普通の車もそうですけれども、納車時期がはっきりしないということ、それからあと日野自動車不正問題があって余計ははっきりしないということを言われました。また、町がバスを購入して受託だけしていただける業者というのはこの近辺にいない。探してみたのですが、なかなか見つからない。それから、今後児童数が増えたと減少した場合にも小さな車両でも済むようになれば買い換える必要があるということも含めまして、小鹿野町や横瀬町がやっているよう

な委託という形でやろうということで今回補正予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、教育委員会だけ再度。小学校のスクールバス運行委託料というところなのですが、これは検討準備委員会で買った場合幾らとか、受託だけした場合とか、そういう試算はしてやったのですか。試算がしていないのかどうか。そこまで検討というのは、どっちがいい、こっちがいい、そっちがいいやぐらいの試算なのかどうか。それは試算にならないと思うのですがけれども、実際問題として、日野自動車のことはありますけれども、買った場合には幾らで、その57%が来て、それで受託がこの辺にないといっても、公募すれば十分運転手だけでも済むような形もできるのではないかなと思って。ただ、22年後、ゼロ歳から14歳までの平均人数が15.66人。これは総務省の資料から見ると、一つの年代が15.66人になってしまうと。要するに16人しかいないということです。統合しても2台バス買ったならば2台も要らないではないかとかいうところも出てくるから、そこまで見越しての、ちゃんと計算したことかどうか。そこのところをはっきりさせてもらいたいと思います。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

スクールバスの関係につきましては、ほかの自治体に資料を確認いたしまして、民間委託をしている場合、どのような経費がかかるかということをお調べさせていただきました。そうしますと、企業のほうは取扱注意でと言われているので、概算でお答えさせていただきますけれども、民間委託をしますと、バスの購入費のほかに運転手の人件費、朝と夕方の部分の人件費がかかるということで、おおよそ1人1日1万5,000円ぐらいと見込んでいる。

〔「朝と夜だけで」と言う人あり〕

○教育次長（中畝康雄君） はい。その間も待機って結局なってしまいますし、それからあと、その方が病気がとかといったときの予備の方も確保するというようなこともあるようです。民間委託した場合でも当初試算した段階では大体1日1台3万円、だから民間のほうの方が安いかなという感じで試算をさせていただきました。

それから、メリット、デメリットの関係ですけれども、かなり詳細に、買った場合は国庫補助がありますので、一時的にはいいのですけれども、それからまた、バスが運行事業者等がしっかりした団体に委託できれば、その辺の安全性の確保等もされるということもあるのですが、やはり初期投資がどうしてもかかってしまうということと、先ほど言ったような児童数が減少した場合の買換え時にまたお金がかかってしまうというようなことがありまして、バスの大きさとか児童の数によってある程度バスの大きさ等を変えられるように民間事業者に委託するほうがいいのではないかという結論になりまして、今回予算のほうを計上させていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今次長が言いました数字を計算してみました、人件費が3,750万円、バスが1,000万円だと4,700万円。これ5年間です。今回出されたのが5年間で7,494万円ですか。そうすると、金額的に見ると大分差があるなということなのですが、これは委託なら委託でいいということしかならないと思いますが、そこのところをもう少ししっかり精査というのはさせていただいて、また安ければいい

いというものではないと思います、子供の通学に使うのだから。しっかりした事業者を選んでいただければと思います。思いますではない、そのように努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

1 番、鈴木日出男君。

○1 番（鈴木日出男君） 補正予算書、物価高騰対策事業についてお伺いします。

補正予算書11ページを御覧いただきたいと思います。下から7枠目、18節の負担金、補助及び交付金の介護事業所補助金609万3,000円についてですが、対象は町内の介護事業所についてだと思うのですが、事業所につきましては幾つぐらいあるのかということと、これは施設の規模に応じていろいろ補助金等が違うのかどうか。また、これは施設側からの何らかの申請によって検討するというものであるか、この3つをお聞きします。

あと13ページのほうの衛生費、上水道費の、これも同じです。18節負担金、補助及び交付金の水道料金減免ですが、物価高騰に苦む一般住民と事業者全てという対象がございまして。大変線引きが難しいなどは思うのですが、これも住民または事業所からの申請なのかどうかということをお聞きします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

対象となる事業所は、令和5年4月現在、町内にある事業所が対象になります。ただし、休所しているところは含みませんが、今のところ入所系の施設、特養ですとか、サービス付高齢者住宅ですとか、入所系の施設が6施設です。ここは1人当たり1万7,000円として、その定員分の補助をするという考えでおります。また、通所系の施設、デイサービスの事業所ですと5事業所ございまして、こちらには1事業所当たり21万円、それから、訪問系のヘルパーさんの事業所、こちらは6事業所ございまして5万円補助ということで考えております。こちら施設のほうに、そんなに難しくなく、ごく簡単な申請書を出していただきまして、そちらでご決定をして補助をして、利用者へのサービスの低下とか、職員への処遇の改善の悪影響、そういうことがないように、サービスの維持を支援することを目的として補助をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

水道基本料金の減免に関してでございますが、こちらについて申請が必要かというお尋ねでございますが、申請のほうは特に必要ございません。不要となっております。対象となるものにつきましては、国、県、町の官公署に属する公共施設等は免除対象となりますが、その他につきましては申請なしで基本料金が減免されるようになっております。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

7 番、関口雅敬君。

○7 番（関口雅敬君） それでは、残ったものについて質問をいたします。

バスの件で教育次長にお聞きをしたいと思います。スクールバスの委託料というのは、もう業者が決まってこの金額がのせてあるのかどうかはまず1点。

それから、もう1点は今の水道料金の負担金ですか、この件で、皆さんは蛇口をひねれば水が出る、これが当たり前で生活しているから、これをのせたのだと思うのだけれども、町内で水道を引いていない家庭、それはどこかで違うサービスが行くのかどうなのか。今水道がない家庭、私が話を聞くところによりますと、飲み水は買って飲んでいて、要らないのは入浴剤、色は出るので入浴剤は要らないと。そういう状況で生活をしている人のために何か策があるのか。これは町長になるのかな、この2点でお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

スクールバスの委託の関係ですが、当然業者は決まっております。業者の選定に当たりましては、競争入札かプロポーザル方式、企画提案書を出していただくと。先ほど村田議員からもありましたけれども、安いだけというのも怖いものですから、他の自治体でやっているような安全面ですとか、そういうのを評価した形でのやり方かの、いずれかの方式で業者のほうは決定したいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回のこの事業の趣旨でございますが、物価高騰対策の一環といたしまして、広域の水道料金をお支払いいただいている方の水道基本料金を減免させていただくものでございます。広域の給水を受けていない方につきましては、減免の対象外でございますが、そういった方につきましては、湯水等の際につきましても町のほうで給水対応等も行ってございますし、ほかの物価高騰対策等もございますので、そういったことをご理解いただければというふうに考えております。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町民課長も血と涙が通っていていい課長かと思ったら、結構優しい顔をしながら、きついことを言うんですね。町民にかわいそうですよ。町民課長は、水道を引きたくても引けないうち、その中でも町が引くべきところを引いていない家庭が幾つだとか、勝手にこの前私が町長とやり取りしたときは、引かないのが悪いのだという答えだったと思うのです。だけれども、今回は物価高騰対策でこの水道料金をやるのであれば、水道を引いていない家庭にだって物価高騰は同じですよ、水を買って飲んでいいるのだから。私が言っているのは違うかな。では、県から来た副町長、答弁してもらえますか。お願いします。

○議長（岩田 務君） 副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 関口議員の質問にお答えをさせていただきます。

町民課長から答弁をさせていただきましたように、今回の減免措置につきましては、水道料金の基本料金の減免ということで、水道を引いてある家庭の方に減免をするものでございますので、その点につきましては何とぞご理解をいただきたいと存じます。また、公共水道を引いておられない方もこの物価高騰で大変ご苦労されているということについては確かにそのとおりだというふうに感じております。そこで、町では様々なその他の物価高騰対策、これを講じておりますので、何とぞそちらのほうでご理解を賜りたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 規則でこの質問が終われば、自動的に私の出番は終わるのですが、ちょっと今

の副町長の答弁にしても、私が言いたいのは、税の公平性でいけば、例えば水道を引いていない家庭は物価高騰対策でほかの補助金をもらえばいいって、そういう家庭に何かヒントを町のほうから教えてあげられますか。今副町長が言うように理解していただきたいと、私は理解します。だけれども、もうずっとこの町、水道が、私が言うのは風布の地区は、寄居と長瀬の風布が合併したときに、ライフラインを全て引くと約束をして長瀬分に入った風布。引いてくれるわけなのはまだ引いていないのです。もう今ではこれから引けないでしょう。岩田の三軒家の話も町長にしました。そうしたら、それは引かないのが悪いのだったけれども……

〔「そうは言っていない」と言う人あり〕

- 7番（関口雅敬君） 言ったよ。いいです。岩田の三軒家まではあれだけの距離があったら絶対に個人では引けません。私が言うのは、こういう水道料金を負担してあげるのだったら、税の公平性からいっても、引いていないうちに何がしかのサービスをしてあげなかったら、おかしいと私は思うのです。私が違うのかもしれないけれども。ないうちって本当に困っているのだから。それで、さっき課長は湯水対策のときには水をくれるのだと言ったけれども、くれるのではないでしょう、あれは。

〔「持っていくのだよ」と言う人あり〕

- 7番（関口雅敬君） いやいや、持っていくとか、そんな話ではなくて。埼玉県で取決めがしてあって、水がなくなった場合は別に長瀬からもらわなくて、寄居に助け船出してもいいよという規則があるのだから。これは、私がああ当時、私が議員になったときに近藤課長が丁寧に私にそれを説明してくれました。一緒に風布にも行って、住民の方に説明も近藤課長はしました。立派な方でした。そういうことからいって、今水買って飲んでいるのです。飲み水は買って飲む。お風呂の水は、入浴剤が要らない、いろんな色が出る。そういう思いをしている人に、ふだんから蛇口をジャーってやれば幾らでも水がジャージャー出るような人のところにサービスが行って、私に理解しろっていっても、ここで、はい、分かりました、賛成とは言えないのです。だから、何か手を打ってあげてほしい。副町長だったら、小鹿野だったら分かるでしょう。小鹿野だって水道がないところあるのでしょうか。だから、そういう家庭がこの長瀬町にもある。その軒数すら分からないでしょう。何軒の家庭が自然水を飲んでいるか。ゴルフ場の下に住んでいて、ゴルフ場の水が来るのを保健所に言わせれば、沸かして飲んでくださいねとまで言われている家庭もある。風布へ行ってみなさいよ。いまだ洗面器があっちこちに置いてある。それを見たら、この金額、私は納得いかないの。町長どうですか、もう一度答弁。何とか助け船出してやってください。

- 議長（岩田 務君） 関口議員に申し上げます。

関連質疑はやむを得ないのですけれども、自分の賛成とか反対ということについては討論でお願いします。

- 7番（関口雅敬君） いいよ。だから、理解はできないというの、理解くださいと言ったから。

- 議長（岩田 務君） では、今の件についてお答えいただけるのであれば、お願いします。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の物価高騰対策につきましては、何かガスにしようとか、電気にしようとか、いろいろ考えたわけでございますけれども、その中でやはり水道料金の基本料金の減免でございますので、かかる料金は当然自分たちで払っていただくわけでございますが、そこが一番よいだらうというお話になったわけでございまして、これは秩父市がそのような対策を取られたということで、秩父市を参考にさせていただきます。

した。秩父市も水道が入っていないところがございます、その中でそういう水道の入っていないところに対しては対策は取らないということで、同じような方法でうちのほうもやらせていただきました。

税の公平性というお話をいただきましたけれども、実は今年1月末から2月、多分関口議員にもお話が行ったのだと思いますけれども、その当時関口さんも議員でございませんでしたので、だったのかなと思いますけれども、当然関口さんのほうからお話が来るかなと思っておりましては来なかったもので、こちらから電話をさせていただきます、風布、大鉢形の湧水どうですかというお話をいたしましたところ、実は困っていますというお話をいただきました。そこで、3軒のお宅へ約2,000リットルの水を職員がお届けをいたしました。また、地元の区長さんを通しまして、ペットボトルの飲料水を毎戸に1箱ずつお配りをいたしております。今回の給水は町で対応いたしました、湧水が長引き、町だけでは対応が困難な場合につきましては、秩父広域へ給水申請を行うこととなり、これにつきましては負担が発生するというお話をいただいております。今回給水にお伺いしたお宅からは、ただでは申し訳ないというお話もいただきましたけれども、水道料金負担の平等性などに鑑みまして、町がどこまで対応していくことがよいか、個人の料金負担はどのようにしていったらよいかなど、細かい部分につきましては、湧水の時期にまた詰めておきたいと思っておるところでございまして、今回は給水車の使用料とお水の利用料で、ちなみに5万7,000円をお支払いすることに町のほうといたしましてはなりました。

これから風布地区の湧水で貯水槽へ注水するために広域の給水車を手配した場合、給水車の水を使い切れずに積んで帰ってくるというような可能性もあるわけでございまして、農業用のタンクを2個購入していただいて、トラックに積んで届けたほうがよいのか、今回はいろいろ課題がございましたけれども、現在これから聞き取りをしながら、もしも湧水のと看にどうしたらよいかということを考えてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても弱者を見殺しということはないですけれども、に対しての配慮が足りないのではないかと関口議員はおっしゃると思っておりますけれども、町といたしましては、そのところはしっかりとやらせていただいているつもりでございまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

討論がございまして、まず本案に対する反対討論を許します。

7番 関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私は、先ほどの水道料の件でどうしても理解ができない。そういうことから町長の話も聞きました。湧水対策で5万何がしかかかった。そういうことをいろいろ加味しても、この水道料金の基本料金を物価高騰対策に充てるのであれば、水道のないところにも何かしら手当てを充ててほしい。そういうことからして納得はいかないので、反対をいたします。

○議長（岩田 務君） 次に、賛成討論を許します。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 令和5年度長瀨町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩田 務君） 起立多数。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第9、議案第33号 長瀬町農業委員会の委員に占める認定農業者等の割合が過半数を占めることを要しない例外規定の適用についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第33号 長瀬町農業委員会の委員に占める認定農業者等の割合が過半数を占めることを要しない例外規定の適用についての提案理由を申し上げます。

長瀬町農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する委員に占める認定農業者等の割合が過半数に満たないため、その割合を委員の少なくとも4分の1とすることについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） 議案第33号 長瀬町農業委員会の委員に占める認定農業者等の割合が過半数を占めることを要しない例外規定の適用についてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。本案は、町長が議会の同意を得て任命する農業委員については、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、原則として委員に占める認定農業者等の割合が委員の過半数を占めるようにしなければなりません。その例外措置として農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号に、当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が委員定数に8を乗じて得た数を下回る場合において、委員に占める認定農業者等の割合を過半数とすることが委員の任命に著しい困難を生じることとなる場合においては、議会の同意を得て、その割合を委員の少なくとも4分の1とすることを可能とする旨の規定がございます。当町における農業委員の定数は13名でございますので、その定数を8倍いたしますと104名となります。今日現在の当町の認定農業者の数は31名でございますので、例外措置を定めた施行規則第2条第2号に該当いたします。次の議案第34号から議案第46号で農業委員会委員の任命についてをお諮りいたしますが、今回農業委員の任期満了に伴い、新たに農業委員に任命する予定の候補者13名のうち認定農業者等は4名でございますので、委員の過半数に満たないため、委員に占める認定農業者等の割合を少なくとも4分の1とすることについて議会の同意を求めるものでございます。

以上で議案第33号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 長瀬町農業委員会の委員に占める認定農業者等の割合が過半数を占めることを要しない例外規定の適用についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり同意されました。



◎議案第34号～議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第10、議案第34号 長瀬町農業委員会委員の任命についてから日程第21、議案第45号 長瀬町農業委員会委員の任命についてについては関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第34号から第45号までの長瀬町農業委員会委員の任命についての提案理由をご説明申し上げます。

長瀬町農業委員会委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となるため、新たに委員として鈴木智子氏、朽原仁氏、齊藤喜久夫氏、野原重信氏、常木三郎氏、松本高正氏、島田暁氏、井上ゆかり氏、山口俊司氏、武井哲夫氏、宮澤史明氏、林春政氏の計12名を任命することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、農業委員候補者の経歴等についてご説明いたします。議案書を御覧ください。

まず、議案第34号の鈴木智子氏は井戸上郷区にお住まいで、昭和40年5月26日生まれの58歳でございます。認定農業者であるご主人と二人三脚で農業を営んでおり、地区推薦を受けられております。なお、鈴木氏は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号ロに規定する認定農業者の親族でございます。

次に、議案第35号の朽原仁氏は長瀬宝登山区にお住まいで、昭和25年4月11日生まれの73歳でございます。所有農地で野菜を栽培しており、地区推薦を受けられております。

次に、議案第36号の齊藤喜久夫氏は岩田区にお住まいで、昭和26年10月18日生まれの71歳でございます。平成29年から2期6年にわたり農地利用適正化推進委員としてご活躍され、地区推薦を受けられております。

次に、議案第37号の野原重信氏は矢那瀬下郷区にお住まいで、昭和27年2月12日生まれの70歳でございます。所有農地で野菜を栽培しており、地区推薦を受けられております。

次に、議案第35号の常木三郎氏は中野上区にお住まいで、昭和47年10月30日生まれの50歳でございます。

町内外で広く露地栽培を中心に農業を営んでおり、農業委員会等に関する法律第8条第5項第1号に規定する認定農業者でございます。

次に、議案第39号の松本高正氏は滝の上区にお住まいで、昭和28年3月28日生まれの70歳でございます。所有農地で野菜を栽培しており、地区推薦を受けられております。

次に、議案第40号の島田暁氏は大木小路区にお住まいで、昭和33年5月28日生まれの65歳でございます。所有農地で野菜を栽培しており、地区推薦を受けられております。

次に、議案第41号の井上ゆかり氏は井戸下郷区にお住まいで、昭和44年4月3日生まれの54歳でございます。令和2年から1期3年にわたり農業委員としてご活躍されており、農業委員会等に関する法律第8条第5項第1号の規定する認定農業者でございます。

次に、議案第42号の山口俊司氏は下山区にお住まいで、昭和28年7月8日生まれの69歳でございます。令和2年から1期3年にわたり農業委員としてご活躍されております。

次に、議案第43号の武井哲夫氏は宮沢区にお住まいで、昭和29年1月4日生まれの69歳でございます。所有農地で野菜を栽培しており、地区推薦を受けられております。

次に、議案第44号の宮澤史明氏は宮沢区にお住まいで、昭和27年6月6日生まれの71歳でございます。令和2年から1期3年にわたり農業委員としてご活躍されており、ちちぶ農業協同組合からの推薦を受けられております。なお宮澤氏は、農業委員会等に関する法律第8条第1項第1号に規定する認定農業者でございます。

次に、議案第45号の林春政氏は辻区にお住まいで、昭和25年3月18日生まれの73歳でございます。令和2年から1期3年にわたり農業委員としてご活躍されております。なお、委員の任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。

以上、議案第34号から第45号までの12議案につきましてよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田 務君） これより議案第34号 長瀬町農業委員会委員の任命についてから議案第45号 長瀬町農業委員会委員の任命についてに対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第34号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり同意されました。

これより議案第35号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり同意されました。

これより議案第36号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり同意されました。

これより議案第37号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり同意されました。

これより議案第38号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり同意されました。

これより議案第39号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり同意されました。

これより議案第40号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり同意されました。

これより議案第41号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり同意されました。

これより議案第42号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり同意されました。

これより議案第43号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり同意されました。

これより議案第44号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり同意されました。

これより議案第45号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり同意されました。



◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第22、議案第46号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、野原隆男君の退席を求めます。

〔3番 野原隆男君退席〕



◎会議時間の延長

○議長（岩田 務君） ここで議事の都合上、本日の会議時間を延長いたします。

○議長（岩田 務君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第46号 長瀬町農業委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀬町農業委員会委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となるため、新たに委員として野原隆男氏を任命することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、農業委員候補者の経歴等についてご説明をいたします。議案書を御覧ください。野原隆男氏は矢那瀬下郷区にお住まいで、昭和22年7月9日生まれの75歳でございます。現在は町議会議員としてご活躍されており、長瀬町議会からの推薦を受けられております。また、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない中立委員でございます。

なお、委員の任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第46号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり同意されました。

ここで退席しております野原隆男君の出席を求めます。

〔3番 野原隆男君入場〕



◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第23、議案第47号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第47号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

長瀬町固定資産評価審査委員会委員である朽原高雄氏の任期が令和5年6月19日で満了となるため、引き続き委員として選任することにつきまして議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

任期は令和5年6月20日から令和8年6月19日までの3年間でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時50分

再開 午後5時05分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎発言の訂正

○議長（岩田 務君） 先ほどの関口君の質疑に対し、町長より訂正がありますので、お願いします。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 先ほど関口議員の答弁の中で風布地区への湧水対策、対応につきましてでございますけれども、私の言い回しが間違っておりましたので、訂正させていただきます。

今回の場合は広域のほうに申請は行わずに、町のお水を持って行きましたので、もし申請を行った場合にかかる水道料と給水車の使用料でございますけれども、こちらが5万7,000円となるということでございます。

なお、町のほうからお水を持っていきましたけれども、あちらのタンクの中に入れるということで、こちらからお水を持っていったり、タンクに入れたりということで、職員が1日かかりで4人かかって運ばせていただきましたということもご報告をさせていただきます。

以上です。

◇

◎日程の追加

○議長（岩田 務君） 追加日程第1、ただいまお手元に配付いたしましたとおり、町長から1件、追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。議案第48号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 追加日程第2、議案第48号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第48号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億7,889万6,000円にしようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 議案第48号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回129万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を33億7,889万6,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の8、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の補正額120万2,000円は、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるため増額するものでございます。

続きまして、歳出の補正につきましてご説明いたします。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、補正額129万円は、議会事務局の職員に欠員が生じることから、新たに会計年度任用職員を雇用するため、報酬等の費用を追加するものでございます。

以上で議案第48号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今上程された議案についてなのですけれども、これは議会事務局の職員1名が退職するというので、新たに再任用職員を雇用するというのでよろしいわけでしょうか。これにつきましてお伺いしたいと思います。これは町長の権限かと思えますけれども、職員の異動ということについて、議会事務局は昨年度まで2名体制でやっていたということで、今年度2名とも替わってしまったということから、このようなことが生まれたのかなという感じがしますが、やはり職員の庁舎内異動ということで配慮されていたのかどうか。また、ここで新たな再任用職員の報酬等を見ますと、今度は日にちを限って、名前はちょっと出てこないですが、採用するという形ではなくて、全日ということですか、の職員を新たにここに充てるということなののでしょうか。特にこの人選等について、もうできているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えします。

職員がこの4月に局長が替わられて、また書記も替わられたということですが、今回4月には局長が議会事務局初めての異動でありました。それに伴いまして、局長経験者であります野口さんを書記として、再任用職員ですけれども、異動させたわけです。4年前は同じような形で局長で再任用職員というのが2代続いたと思えますので、そのような形で4月には異動をさせてもらったものです。今回のこちらのほうの会計年度任用職員ですけれども、短時間になります。週3日、現在の野口さんと同じような感じの週3日の勤務になります。あと、人事案件ですので、経験者を含めまして現在調整中でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 私の頭が働かないのでよく分からないのですけれども、例えば現職員の方が継続してここで勤めておられても同じようにこの補正予算が出てきたということですか。今現在多分週3日勤務という状況なのではないのかなと思うのですが、それがまた新たに人が替わって週3日来られるということだと、補正を組まなくて済むのではないのかなと私の頭では計算するのですけれども、そのことについて。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 現在の書記の野口さんにおかれましては再任用職員ですので、総務費の一般管理の給与費から給与を支払っております。今回は議会事務局に会計年度任用職員ということで雇用しますので、今度は給与ではなくて、報酬となりまして、議会事務局費の会計年度任用職員雇用事業ということでこちらに予算をつけさせていただきました。ですから、給与費のほうからこちらの報酬、新たに事業を設けさせてもらって計上させてもらったので、こういった補正が必要になったということでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） そうなると、再任用職員分の総務費の減額補正というのはないのですか。だから、それが出ていないので、それでは何か分からない。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、減額が出ていないのではないかとということですが、こちらなのですけれども、先ほど言いました一般職員の給与費のほうで計上されていますので、給与費の予算につきましては、令和4年度の職員の配置、人数等を勘案して予算をつけています。その後、新年度になりま

して、人事異動等で町長部局から教育部局、また逆に教育部局から町長部局に異動する職員がいる関係で、その辺で給与関係が最後になって、年度末でないと不足が生じたり、例えばそういうのが出ますので、年度末には調整させてもらうということになっております。ここでしてしまうと、最後になって給与費が足りなくなるという可能性もありますので、年度末に給与費のほうの減額はさせてもらうつもりでいます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、要するにここでやらなくともいいということになっているわけですね。そうなら分かるけれども。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件

○議長（岩田 務君） 日程第24、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（岩田 務君） 日程第25、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決まりました。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後5時19分

再開 午後5時28分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長（岩田 務君） 追加日程第3、ただいまお手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、総務教育常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

◇

◎総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（岩田 務君） 追加日程第4、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。総務教育常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎字句の整理

○議長（岩田 務君） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しましては不適當あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。



◎閉会について

○議長（岩田 務君） 以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。



◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、新規条例案、条例の一部改正案、補正予算案、人事案件などの合わせて20件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、19件につきましてご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

また、議案第29号 長瀬町公共施設のあり方検討委員会設置条例につきましては、極めて残念ながら否決になりました。執行部といたしましては質疑の中で出ましたご意見等を踏まえ、内容を精査し、必要に応じまして議会の皆様にも再度ご提案をさせていただきたいと考えております。

さて、毎年8月15日に開催しております長瀬船玉まつりは、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により規模を縮小しての開催を余儀なくされてまいりましたが、今年は4年ぶりに通常開催を予定しています。町民の皆様が心待ちにしていたこの長瀬船玉まつりをぜひとも成功させたいと思っておりますので、議員の皆様におかれましてもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして6月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（岩田 務君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和5年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後5時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 岩 田 務

署 名 議 員 野 原 隆 男

署 名 議 員 村 田 徹 也